

令和 3 年 第 4 回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 6 月 10 日 開会

令和 3 年 6 月 11 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和3年  
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

6月10日(木)

- 開 会 ..... 5
- 開 議 ..... 5
- 町長あいさつ ..... 5
- 議事日程の報告 ..... 7
- 会議録署名議員の指名 ..... 8
- 会期の決定 ..... 8
- 諸般の報告 ..... 9
- 一般質問 ..... 15
  - 2 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 15
  - 1 番 向 井 芳 文 議員 ..... 23
  - 4 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 33
  - 8 番 大 野 伸 恵 議員 ..... 40
  - 6 番 新 井 鼓次郎 議員 ..... 53
- 陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決 ..... 59
  - ・ 陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情
- 報告第2号の上程、説明、質疑 ..... 60
  - ・ 報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について
- 報告第3号の上程、説明、質疑 ..... 66
  - ・ 報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号の上程、説明、質疑 ..... 68
  - ・ 報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 散 会 ..... 69



6月11日(金) ○開 議 ..... 73

○議事日程の報告 .....	7 3
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 3
・議案第 3 5 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条 例	
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 7
・議案第 3 6 号 浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例を 廃止する条例	
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 9
・議案第 3 7 号 令和 3 年度横瀬町一般会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 3
・議案第 3 8 号 財産の取得の変更について	
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、採決 .....	8 6
・議案第 3 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○陳情第 3 号の上程、説明、委員会付託 .....	8 7
・陳情第 3 号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情	
○日程の追加 .....	8 9
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 9
・発議第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康 を守るための意見書	
○閉会中の継続審査の申し出 .....	9 1
○閉 会 .....	9 1

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第38号

令和3年第4回横瀬町議会定例会を、令和3年6月10日横瀬町役場に招集する。

令和3年6月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	5番	浅	見	裕	彦	議員
6番	新	井	鼓	次	郎	議員	7番	内	藤	純	夫	議員
8番	大	野	伸	惠	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	
12番	若	林	清	平	議員							

不応招議員（なし）

## 令和3年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和3年6月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

2 番 黒 澤 克 久 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1、陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

1、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、散 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	5番	浅	見	裕	彦	議員
6番	新	井	鼓	次	郎	議員	7番	内	藤	純	夫	議員
8番	大	野	伸	惠	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	
12番	若	林	清	平	議員							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長						
設	樂	政	夫	教	育	長	守	屋	敦	夫	総	務	課	長				
小	泉	照	雄	ま	ち	経		新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計	者
				課	長							課	長	管	理			
大	場	玲	子	い	き	い	き	平	沼	朋	子	健	康	づ	く	長		
				町	民	課	長					り	課	長				
浅	見	雅	子	子	育	て		大	畑	忠	雄	振	興	課	長			
				支	援	課	長											
加	藤		勉	建	設	課	長	町	田	一	生	教	育	次	長			
大	沢	賢	治	代	表													
				監	査	委	員											

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	平		匡	史	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

本定例会において、5番、浅見裕彦議員につきましては、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、  
ここで許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい  
中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

天候の不安定な時期になりました。今後も蒸し暑い日や肌寒さを感じる日など体調管理が難しい日が続  
くと思います。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきご活躍いただきますようご祈念申し上  
げます。

さて、新年度に入り2か月余りが経過し、各事業おおむね順調に進捗しておりますが、その一部につい  
て申し上げさせていただきたいと存じます。まず、新型コロナワクチン接種についてです。当町では65歳  
以上の高齢者を対象とした集団ワクチン接種が、5月22日から町民会館でスタートしました。6月5日ま  
での各土曜日、計3回、276名の方がこの集団接種で1回目の接種を終えています。接種に当たり、関係  
者の皆様と会場でのシミュレーションを行うなど注意を払って準備を進めてまいりました。

一方、接種は初めてのことであり、当初は職員も戸惑うことがありましたが、回数を重ねるごとに課題  
の整理及び情報の共有を図ることで大きな混乱もなく、順調に進んでおります。6月12日以降は人数を90人  
から180人に倍増し、接種のスピードアップを図ります。今後もミスのない対応ができるよう細心の注意  
を払い、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、よこらぼです。2016年10月から始まったよこらぼについては、本年5月審査分までで累計162件



の提案をいただいています。事業展開している中から幾つか紹介させていただきます。

まず、採択ナンバー76の「ユニバーサル野球で世界に楽しみをつくろう！」です。提案者である堀江車輛電装株式会社が主催するユニバーサル野球を通じたイベントが、全国の小学校、特別支援学校、児童養護施設から参加者を募集して5月から6月にかけて延べ5回、全国5か所で開催されます。横瀬町民を中心にしたボランティアが作成し、横瀬小学校やさやかグループなどで好評を博したよこぜユニバーサル野球場がいよいよ日本全国で活躍することになります。

次に、採択ナンバー91、「一横瀬イノベーションー創造的に未来を考えよう」です。この事業は、専修大学で教鞭を執る現役の先生から提案をいただいたもので、横瀬及び周辺地域の居住者を対象に、創造的な思考と論理的な思考を養うための講座を開催するものです。5月8日、5月29日の2日間、エリア898でオンラインで開催をいたしました。両回ともに20名程度の方が参加し、世代間交流、他地域との交流を図るなど有意義な時間を過ごしていただきました。

次に、採択ナンバー92、「横瀬町産学官公民共創事業」です。この事業は、産業能率大学経営学部の提案で大学・企業・自治体が協働し、横瀬町における社会課題を見える化した上で、その解決や付加価値創造を目指すものです。第1回目として5月19日にオンラインによりまち経営課職員が産業能率大学の学生に向け、横瀬町の現状等を紹介しました。次回以降は、町民や町職員にヒアリングを行い、町の課題解決に向けたワークショップを実施する予定です。

このように近時のよこらぼの提案は、町や地域の社会課題を町と一緒に考えたいとか、掘り下げて解決策を探りたいというような内容が多くなってきていると実感をしています。外部からのこのような力、経験、意欲を我が町に向けていただけることは、小さな町にとって大変意味のあることと思います。それらの事業につきましても順次実施し、引き続きよこらぼが町の活性化、そして住民福祉の向上につながるように努めてまいります。

次に、旧給食センター跡地に建設中の商品開発拠点施設についてであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域産品を使った商品開発など農家さんなどをはじめとする関係者との連携を図り、新たな地域経済循環を生み出すことや屋外での飲食スペースを設置し、町民の皆様をはじめ、観光客らが集いやすい場所を創出することを目的としています。5月21日に建物工事が完了、現在芝生広場等の外構工事を整備中です。7月1日には施設をオープンし、物販等の営業を秋口には開始をする予定であります。

次に、日本一歩きたくなる町プロジェクトです。この事業は、健康づくり施策と観光誘客を図るにぎわいづくり施策でもあることから、庁内4課によるプロジェクトチームとして計画実施していきます。まず、横瀬町ウォーキングアワードとして、5月から新しいウォーキングコースの募集を行いました。6月4日に締切り、観光部門42件、健康づくり・福祉部門27件もの応募がありました。選考委員会において最優秀賞、優秀賞を決め、10月のオープニングイベントで表彰する予定です。その後、10月から2月にかけて実施するウォーキング月間では、町民の皆様や来町者が歩きたくなるような仕掛けづくりや高齢者や障がいのある方が参加できるイベントも計画をしています。今期に関しましては、コロナ禍の影響を受け、残念ながら町民体育祭とよこぜまつりの中止が既に決定しています。昨年から人々が交流できない残念な状況が続いています。このウォーキング月間については、こうした状況下でも町民の皆さんを元気にできるよ

うな機会にしていきたいと考えています。コロナ禍でも実施可能な町民の健康づくり、町のにぎわいづくり、そして人々の交流機会、人の輪づくりの機会になることを期待しています。

次に、横瀬町地域活性化セミナーです。この事業は、町と観光協会の共催により、地元事業者及び住民等に様々な知識の習得、自己啓発の機会を提供することを目的に、5月18日に町民会館ホールにおいて開催しました。今回はウィズコロナ、アフターコロナを見据え、観光振興について考えるをテーマに、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授の沢柳知彦先生にご講演をいただきました。35名の方に参加をしていただき、観光地における経済効果の作り方、ウィズコロナにおける心構え等、具体的な先進地の例を基に分かりやすく説明をしていただきました。

次に、里山まるマルシェについてです。5月31日、芦ヶ久保地区において里山まるマルシェを開催し、266名の方にご参加をいただきました。日本一步きたくなる町を目指す取組の一環で、歩きながら軒先に並べられた旬の農産物や手作り品の買物を楽しんでいただきました。感染防止対策にも細心の注意を払うなど、コロナ禍のイベントの在り方を考えるよい機会となりました。

次に、災害時における物資の供給に関する協定書についてです。6月4日、国内トップクラスのユニットハウスメーカーである三協フロンテア株式会社と防災協定を締結しました。この協定は、町内で災害が発生した場合等に町民生活の早期安定を図るため、仮設トイレやユニットハウス等を速やかに供給していただける内容です。同社は横瀬町を含め、全国で1都1府11県36市町と協定を締結しています。

次に、災害時初動訓練についてです。昨年は、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発令されたこと等により実施を見送りました。今年も依然厳しい状況下にはありますが、コロナ禍においても災害は起こり得ることから、6月20日の日曜日に実施を予定しています。コロナ禍を想定し、感染拡大防止策等内容を工夫しつつ、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、赤十字奉仕団等と連携した訓練を行います。また、本年度の訓練には、NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンによるドローンを利用した被害調査訓練及び東日本電信電話株式会社による衛星電話の開設訓練も実施いたします。引き続き町民の皆様の安全安心なまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、町事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告3件、条例の一部改正1件、条例の廃止1件、令和3年度横瀬町一般会計補正予算1件、財産の取得の変更1件、人事案件1件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で町長のあいさつを終わります。



#### ◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

6番 新井 鼓次郎 議員

7番 内藤 純 夫 議員

8番 大野 伸 恵 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎議会運営委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、6月3日午後2時より301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に関根修委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期等について審議をいたしました。議案件数及び一般質問の人数等を検討した結果、本定例会の会期は6月10日から6月11日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○若林想一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和3年第2回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和2年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和3年第2回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和3年3月から5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和3年3月19日と4月20日及び5月20日に実施いたしまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和2年度、令和3年度一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、指摘事項はございませんでした。

なお、令和3年4月30日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は、令和2年度、令和3年度合わせて2億6,932万5,554円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時でございますが、令和3年5月25日午前10時より、横瀬町役場議場において開催いたしました。出席者は、委員6名、執行部10名、事務局2名、参考人1名でございます。会議録署名委員といたしまし

て、新井鼓次郎委員、若林想一郎委員をご指名申し上げました。

次に、審査事件等でございますが、(1)、委員会付託案件、陳情第1号「安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情」、(2)、教育委員会自己点検・自己評価、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、委員会付託案件、陳情第1号「安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情」。本件は、令和3年3月定例会にて当委員会に付託となった案件であります。審査の内容及び結果につきましては、令和3年6月8日付の総務文教厚生常任委員会審査報告書のとおりでございます。

(2)、教育委員会自己点検・自己評価についてでございますが、設楽教育長より教育委員会自己点検・自己評価について説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、評価人に関する事、教育長の今後の抱負に関する事等でした。

まとめといたしまして、当委員会といたしましては、教育委員会自己点検・自己評価について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

(3)、その他でございますが、執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和3年5月25日午後2時より、横瀬町役場議場にて行いました。出席者、委員5名、執行部5名、事務局2名でした。会議録署名委員に、内藤純夫委員、若林想一郎委員をご指名いたしました。

審査に先立ち、初めに町長よりごあいさつをいただきました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査として都市計画マスタープランについて取り扱いました。(2)、その他です。

審査経過、まとめとして、所管事務調査、都市計画マスタープランについて資料に基づき、建設課長、増田副主幹により説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、駅前整備に関する事、中央通りにすること、(仮称)宮地横瀬線等に関する事、観光案内所の営業時間に関する事、3175号線に関する事等でした。

まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、その他。執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらを報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上、報告といたします。

○若林想一郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

5番、浅見裕彦委員長。

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 議長より報告を求められましたので、広報常任委員会の報告を行います。お手元に報告書がありますので、御覧ください。

広報常任委員会報告書。本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時、令和3年4月7日午後1時より、横瀬町役場3階301会議室で行いました。出席者、委員5名、事務局1名。なお、会議録センターから1名がリモートで参加していただきました。会議録署名委員に、向井芳文委員、大野伸恵委員をお願いいたしました。

審査事件等であります。1、議会だより第130号の編集について、2、その他であります。

審査経過、まとめであります。1、議会だより第130号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については委員長及び大野伸恵委員、宮原みさ子委員に一任ということで決定をしてきました。

次に、開催日時、令和3年6月3日午後3時より、横瀬町役場議員控室で行いました。出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名が参加していただきました。会議録署名委員に、黒澤克久委員、それから宮原みさ子委員をお願いしました。

なお、このとき私、委員長欠席のため、副委員長は欠員なので、横瀬町議会委員会条例第11条第2項の規定に基づき、職務代行者が進行を行うことを確認してきたところであります。この結果、大野伸恵委員が職務代行としてなりました。

審査事件等についてであります。議会だより第131号の編集について、2、その他であります。

審査経過、まとめについてであります。議会だより第131号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行いました。

以上です。

○若林想一郎議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 議長よりご指名いただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の視察は、6月7日午前10時より、横瀬小学校校舎建設現場にて行いました。当日の出席者は、委員7名と議長、執行部6名、事務局2名、設計事務所1名、工事関係者3名でございます。教育次長より工事工程、進捗状況の説明を受け、現場の状況を視察しました。工事は事故もなく、順調である。また、近隣からの苦情も受けていないとのことでした。なお、第1期工事は12月で完了し、3学期より新校舎のほうを使用することを目標にしているとのことでした。

以上で横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長よりご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

まず最初に、令和3年5月21日金曜日午前10時より、秩父消防署本部4階講堂で全員協議会を行いました。出席者、議員15、関係職員です。

諸報告として、組合議員補欠選挙の結果について、管理者及び副管理者の選任について、議会臨時会管理者提出議案の概要について、その他。(2)として議会運営について、議席について、常任委員会について、議会人事について、行政視察について、その他を話合いました。

続きまして、令和3年臨時会として5月28日金曜日午前10時より、秩父市役所本庁舎4階議場で開催いたしました。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員。

議事日程第1、議席の指定を行い、今回小鹿野町より選出されました笠原義行議員を15番の座席に指定いたしました。

続きまして、会議録署名議員の指名で、8番、浅海議員、9番、黒澤議員、10番、関根議員が指名されました。

会期の決定ですが、1日限りということで行われました。

続きまして、諸報告として閉会中の常任委員会委員及び特別委員会委員の選任等、令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費の報告を受けました。

続きまして、日程の追加として議長の辞職がありまして、四方田実議長の辞職に伴い、指名推選により浅海忠議員を選出いたしました。

ここで、浅海忠議員が選任されたことに伴いまして、議事録署名議員に追加で指名されたのが11番、林議員が指名されました。

副議長辞職も行われましたので、指名推選により関根修議員を選出いたしました。

続きまして、常任委員会委員の選任ですが、総務委員会に笠原委員長、本橋副委員長、厚生衛生委員会に木村委員長、四方田副委員長に決定いたしました。

第6、管理者提出議案の報告。ここで日程の追加として、緊急質問が行われました。小櫃市郎議員から管理者へということで取り計らいを認められ、ここで質問いたしました。令和3年度予算の執行について。

議案第6号 専決処分について(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)、これは総員起立で承認です。

議案第7号 専決処分について(令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4回))、これも総員起立で承認です。

議案第8号 ちちぶ広域消防防災拠点施設条例、これは原案可決で総員起立になっております。

議案第9号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について、総員起立で同意いたしました。なお、選ばれたのは長瀬町の新井利朗委員でございます。

なお、広域議会の資料は控室に置いてありますので、御覧ください。内部詳細については控室等で質問

をしてください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○若林想一郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けしたいと思います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、2点ほどお願いします。

1つは、総務文教厚生常任委員会の報告についてであります。今日手元のほうに教育委員会からの自己点検・自己評価報告書があります。これが5月の25日の常任委員会で報告についての質疑応答を行いましたとあります。今回のこの評価報告書、ぱってまだ見ただけなのですが、従前に比べてAが増えてきてよかったなというふうに感じているところでもあります。この中でC評価、成果も見られるが、改善も必要であるという項目が2つほど上っていました。豊かな学力の育成ということで、伝統文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進、それともう一点が生涯にわたる学習機会の支援ということで、社会教育団体等の育成支援、この項目がC評価というふうになっています。委員会の論議の中でこのところについてどういうふうな点があったのかについての説明があれば、よろしくお願いいたしますのが1点であります。

もう一点は、秩父広域市町村圏組合の議会報告書の中です。臨時議会が5月28日に行われ、日程追加等がありました。管理者提出議案の報告がありまして、この日程の追加の中で緊急質問ということで小櫃市郎議員から管理者へということがありました。詳細等については控室にある資料で見ますので、概要についてこの点が特に緊急質問で出たのですということがあれば、その説明をよろしくお願いいたしますと思います。

以上、2点です。

○若林想一郎議長 報告者の答弁を求めます。

1番、向井芳文議員。

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 ただいまご質問いただきました内容に総務文教厚生委員会委員長として答弁をさせていただきます。

今ご質問いただきました自己点検・自己評価の教育委員会のこのCの評価の部分に関してでございますが、こちらに關しまして委員会内での質疑等は特にございませんでした。と申し上げますのは、こちらに關しまして教育長のほうから丁寧な説明がございまして、まず1ページの伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進に關しましては、成果の下の項目になりますが、伝統文化に親しむ活動については、本年度は活動自粛を余儀なくされた。次年度以降どのように実施すべきかを検討し、実施できるよう努めると。このコロナ禍において行事で行えなかったこと、これはもうやむを得ないことなのですが、こちらに關しまして現実行えなかったことということを一つの判断としてC評価になったと。

また、6ページのほうなのですが、社会教育団体等の育成支援でございますけれども、こちらも成果の下の項目ですが、協議会や情報交換会の実施により、各地区間の情報共有を行ったが、活動内容の地域差等があり、体制の在り方など検討が必要であると。この地域の団体によって活動の温度差というか、温度差という言い方はよくないですかね、その差がございまして、その中でもやっているところもあれば、できなかったところもある。全ての理由はコロナによるものでございますので、こちらもやむを得ない内容



かなとは思いますが、現実できなかったということを踏まえまして、今後への検討が必要だということでC評価にされたということでございました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 それでは、秩父広域市町村圏組合臨時議会でありました質問、緊急質問のことに關してですが、これ大まかにお話ししますと、小櫃議員から出た内容として、今年2月の広域市町村圏組合議会の予算で承認したものが管理者が替わりましたので、引き続きしっかりとそれを適切に進めていただけるのかというのが主な内容です。それ以上でもそれ以下でもない、シンプルに本当に適切に進めていただけるのかという質問でしたので、控室にある議案書等には特にそういう記述のものはないのですが、議事録ができると多分それは分かると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません、1点教えてください。

秩父広域市町村圏組合の全員協議会なのですけれども、諸報告で管理者及び副管理者の選任についてというのがあります。広域市町村圏は全部秩父市長が管理者が続いているのですけれども、そこら辺について何かご意見があったら教えてください。

○若林想一郎議長 2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 実際この全員協議会のときですが、本当に報告を受けただけです、我々は。実際その理事会において、決まったという報告を受けているだけです、今回は北堀篤秩父市長が管理者になり、大澤タキ江長瀬町長が副管理者に今回から替わっております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 すみません。2年ぶりなので、張り切って質問します。

先ほど向井委員長の報告で質疑があまりなかったということなので、ちょっと直接お聞きしたいのですが、3ページの中項目の7-1、小学校の校舎整備、これ上段で校舎工事に着手したと。下は子供たちのためによりよい校舎建築に向けた工事実施設計が出来上がったというのに、何でBなのですか。これ以上のことできないと思うのですが、これはAでいいと思うのですが、毎年言っているのですが、ほとんどBで、この辺でいいのではないかというなあなあの考えの下、全部Bをつけているのではないかという感じがいたします。

2ページの中項目の3と4でも、交付が必要となる活動ができなかった、十分な実施ができなかったというにもかかわらず、全部Bになっております。ここら辺の考えを少し教えていただきたいと思います。

○若林想一郎議長 教育長。

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

どうしてもBが多くなってしまったというところは正直あるというふうに思っています。校舎整備については、確におっしゃるとおりのことはもちろんあるわけなのですが、ただ実際に始まるのは評価する時期というよりは、その後になっていますので、ここではB評価というふうにさせていただいているというふうな状況でございます。

それから、そのほかの内容についても、どうしてもやっぱりBが多くなっているなというのは確かなのですが、おおむねというふうなところがありますので、課題についても書かせていただいているというふうに受け取っていただければというふうに思います。

今お話いただきましたA評価もあっていいのではないかとというふうなご意見については、私どももまた次回にそのことを踏まえて評価を考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎一般質問

○若林想一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。今回は大項目で2点です。

1、トイレについて。新型コロナウイルスの影響により、生活環境は大きく変わりました。去年はゴールデンウィーク中、外出自粛で観光客などほとんど見られなかった状況でしたが、今年のゴールデンウィークは大変混雑し、国道299号線の渋滞も見られました。芦ヶ久保の道の駅においては、駐車場待ち渋滞

が起きており、家族単位での旅行、観光が主流で、キャンプ、川遊び、登山などアウトドアが人気になって、電車よりも車移動が圧倒的に増えています。車移動、アウトドア活動が増えると、町で管理しているトイレの利用状況も以前とは変わってきていると思います。利用状況について課題の認識についてお伺いいたします。

2、施政方針について。(1)、3月定例会において町長より施政方針が示されました。以前より日本一歩きたくなる町を掲げておりましたが、改めて日本一歩きたくなる町プロジェクトを実施することで、町民の健康増進、観光誘客、町民の触れ合い機会を創出すると示しています。進捗状況をお伺いします。また、ウォーキングコースの募集をしておりましたが、何件くらいあったのか、先ほど町長の報告でありましたので、ここは割愛させていただきます。

(2)、我が国は人口減少時代に突入しており、その克服に向けては地域に住む人々が自らの地域に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体に取り組んでいくことが重要とされている。人口減少時代が続けば、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、深刻な事態になるといった認識を官民間わず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが今後重要となってくる。こうした中で地方圏への人の流れを創出することに向け、3大都市圏に所在する企業等の社員が地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えばマーケティング技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販売開拓、企業のノウハウを生かした地域中小企業支援や中心市街地活性化の実施、専門知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で養われた人脈やノウハウを生かしながら地域活性化の取組を効果的、効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会的貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。これらを踏まえ、総務省としてより幅広い観点から地域を起す企業人材の仕組みとして第2款に上げる地域活性化起業人制度の積極的な推進を図るものであると記されています。なお、令和2年度までは地域おこし企業人、令和3年度4月より地域活性化企業人に名称が変わりました。

いずれにしても、地方にとっては大変評価される施策であり、事例も出てきています。今後さらに活用することが得策と考えますが、町の方向性、展開などの考え方を伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、トイレについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)と(2)について、併せて答弁をさせていただきます。

現在町で管理をしているトイレでございますが、農村公園やウォーターパークシラヤマなどの公共施設にある施設トイレ、それと町内に17か所設置しております観光・公衆トイレがございます。

議員のお話のように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現在新しい観光のスタイルが台頭している状況となっております。このような状況の中での観光・公衆トイレの利用状況でございますが、

昨年の夏休みや今年のゴールデンウィークなど、行楽シーズンに横瀬町をはじめ、秩父地域を訪れる観光客は非常に多く、それに比例いたしましてトイレの利用頻度も多く、便器等の汚れ具合もひどいこともあったのではないかなと思っております。

町に寄せられた情報の中では、今年のゴールデンウィーク中の同じ日に、川遊びの後に利用したのか、トイレにぬれたTシャツが捨ててあったり、紙おむつが捨てられてあったり、便器が汚れていたりといったケースがございました。今のところこのケース以外は、町への情報は寄せられておりませんが、今後こういうケースをはじめ、新しい観光のスタイルの中でトイレの利用の方法も変化してくる可能性もあると思われますので、道の駅「果樹公園あしがくぼ」や町の施設を管理している担当課、観光・公衆トイレの清掃に協力をしていただいている地域の方々と、引き続き緊密な情報共有と連携を図りながらトイレの管理をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 課長、答弁ありがとうございました。実際本当にTシャツが捨てられていたその日に、私もその観光トイレの状況を確認しに行っていたので、どういう状態かというのはよく分かっているのですが、トイレってきれいであれば皆さんきれいに使おうという意識が働くものだと思うのです。やっぱり自分でトイレをもし掃除したとき、その後使うときって丁寧に使わなければなと一瞬でも思うではないですか。でも、これが公衆トイレでも明らかに何かごみが捨ててあるし、おむつもそのまま捨ててあるから、ではいいよねになってしまうのだと思うのです。

そういう意味では、トイレって観光に切っても切り離せない関係がありますし、これからの生活環境が変わって、ますます公衆トイレというのが普通に寄るスポットになってくるのだらうなという、車移動していたら必ずやっぱりどこかトイレ、コンビニか公衆トイレかと多分探すのだと思うので、極端な話、トイレは一部でやっているように、有料トイレというのを町でも実施してみたらどうかと個人的に思うのです。もうごみも受け取るけれども、その代わり有料で、その代わり手の行き届いたトイレだよ、そういう場所が何か所か、もう明らかにそういう水遊びをする場所だったりだとか、その利用者人数が明らかに多いなというところは分かると思うので、そういう意味ではそういうことを検討してはいかかということを再質問させていただきます。

もう一つ、利用状況ですけれども、実際道の駅のトイレというのは県の管轄なので、なかなかもう踏み込めないのですが、明らかにその駐車場に入る渋滞をするということは、利用者もかなりトイレを我慢しながらでも道の駅に寄らないと、この先大変だという気持ちになると思うのです。現状足りないのであれば、仮設トイレを追加してでもやるのがいいのか、さらにさらに地元から県議員が誕生しましたので、さらにそこも町として県議と併せて県にしっかりとした要望をしていただいて、トイレの全面改修ができないのかどうか、その辺についてお伺いします。

以上、2点です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、有料化できないかというご質問でございます。議員のお話のように、有料化といった場合にメリットもあるというふうには思っています。ただ一方で、有料化によりましてデメリットみたいなものもあるかなというふうにも思っております。ですので、その辺の例えば有料化といったときに、今議員のお話のように、設置場所であるとか対象であるとか、そういったものについても条件があるのではないかなというふうに思いますので、それも含めまして、今後利用状況等を確認しながら、必要があれば有料化というところに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それともう一点、道の駅のトイレ、渋滞等もありまして、トイレの個数とかが足りているのかというような話でございます。これにつきましては、私が道の駅「果樹公園あしがくぼ」のほうにトイレの管理について確認を試みたところ、今のところ、確かに混雑はしますけれども、そういったどうしようもないというような状況ではないというふうに聞いておりますので、ただ今後そういったことも想定され、考えられますので、その辺については道の駅と連絡を密に取りながら、もしそういう状況があるのであれば、また県に対しても相談をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。この有料トイレなのですけれども、無理にやれということではなくて、あくまでもいろんな選択肢の中の一つとしてこういうのもあるのだよという検討する材料として今回問題提起させていただきたいなと思っているだけなので、それは本時代がそういうふうに来たときには対処できる、柔軟な姿勢を振興課、町なりにしっかりと持っていただきたいなというところなので、要望的なことなので、もうトイレについては以上で結構です。

○若林想一郎議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、施政方針についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは質問事項2、要旨明細(1)について答弁をさせていただきたいと思います。

今年度実施いたします日本一歩きたくなる町プロジェクト事業、とりわけソフト事業でございますけれども、先ほど町長の冒頭のあいさつにもございましたとおり、町長、副町長をはじめ、健康づくり課、まち経営課、教育委員会、そして振興課で組織するプロジェクトチームにおきまして、町民はもとより、訪れる方々にウォーキングを楽しんでいただくためのウォーキング月間を、10月の1日から2月の28日までの5か月間を設定いたしました。

この5か月間に健康づくりや観光などを目的とした様々なウォーキングイベントを、まちづくり連携協定等を締結している武蔵野銀行さんやあるいは温泉道場さん、さらには立教大学の観光学部の皆さんやそのほか西武鉄道さんや日本ウォーキング協会の皆さんなど、町が日頃お世話になっている関係団体の皆さん

んに協力をいただきながら開催し、盛り上げていきたいというふうに考えております。

なお、この5か月間の中でよこらば探択事業者であるアミューズさんと、ウオーキングアプリ「ディストリクト」を活用した取組も行っていく予定でございます。

また、このウオーキング月間のスタートに当たり、10月の上旬の日曜日、具体的には現在第1候補でございますが、10月の3日の日曜日でございますけれども、を予定しておりますが、キックオフイベントを開催する予定となっております。このイベントは、この時期でのコロナの状況を考慮しながら、開催可能な範囲の内容を前提として、具体的には冒頭の町長のあいさつにもありましたように、健康づくり課の所管となりますが、ウオーキングコースアワードとして、今後コースが選定される予定でありますので、その表彰式を行い、そして選定されたコースのお披露目を兼ねてウオーキングを楽しんでいただくものでございます。

なお、5月末までに、町の2大イベントである町民体育祭とよこぜまつりの中止が決定しております。町民の方々の楽しみであったり、交流の場が失われてしまいますので、このキックオフイベントなどに、町民体育祭とよこぜまつりに関係する地域コミュニティ団体の皆さんに、可能な範囲で参画いただけるようなことを現在検討しているところでございます。

一方、ハード事業関係でございますけれども、花咲山公園の管理道の擁壁工事、地質調査の業務委託、さらには武甲山登山口一の鳥居付近の観光トイレ整備工事に伴う実施設計の業務委託等につきましては、既に契約を締結し、順次進めているところでございます。

現時点で進捗状況として申し上げられるものは、この程度でございますが、とりわけソフト事業につきましては、今後7月から8月にかけて、具体的なイベントや内容が固まっていく予定でございますので、固まり次第、ポスターやチラシ、ホームページやSNSなどで積極的に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 質問事項2、要旨明細(2)について答弁させていただきます。

地域おこし企業人交流プログラムは、地方公共団体が民間企業等の社員を受入れ、民間の専門知識や業務経験や人脈、ノウハウを生かして地域の活性化を推進するものであります。民間企業にとっては、新しい形の社会貢献や多彩な経験を積ませることで人材育成につながるものが期待されるものです。

秩父郡市内では秩父市、小鹿野町がこの制度を活用しております。

横瀬町ではこの制度を活用し、令和元年8月より独立行政法人国際協力機構(JICA)の職員1名を受け入れております。JICA職員は、海外での業務や情報システム担当等の経験を生かした活動しております。

国際交流推進事業として埼玉大学と連携し、秩父圏域在住の外国人とのオンラインイベントの開催をはじめ、昨年度、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言中には、いち早くJICAの海外事務所と横瀬町をオンラインで結んで現地との交際交流を進めました。この企画は、オンラインの積極的な活用につながるとともに、町のオンライン配信環境の構築につながりました。

また、東京2020オリンピックのホストタウン登録に当たり、アンドラ公国との関係をゼロの状態から積み上げ、ホストタウン登録まで進めるなど、これまでの経験や人脈を活用し、町に多くの貢献をしていただいております。

今年度より人事交流を含めた株式会社温泉道場とは、地域産業の振興等の地域課題の解決に向けて、令和3年2月2日に地方創生及び地域ブランドづくりに関する包括連携協定を締結し、町有施設の利用促進や空き家の利活用、地域ブランドづくりなどに連携協力していくこととしたところです。この協定内容を積極的に進めるため、今年度より2名の職員と人事交流を進めております。

現在温泉道場のこれまでの地域産業の振興・活性化の実績等を踏まえ、町全体の今後の観光コンセプトづくりを中心に事業を進めているところです。今後道の駅など町有施設の利用促進や町の資源を活用した特産品の開発、地域ブランドづくり等、町の魅力向上につながる事業を連携して展開していく予定となっております。

地域産業の振興をはじめ、町の様々な課題解決に、民間の知見・経験を取り入れられる本制度は、有益な制度であると考えます。今後もこの制度を積極的に活用し、町の地域活性化につながるよう事業を進めてまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干説明の補足をさせていただきます。

まず、(1)の歩きたくなる町プロジェクトなのですが、これは基本的には感染症対策と両立をするというのが大テーマになります。現状を考えますと、この先1か月後、2か月後がどういう状況になるかというのが今まではっきり分からないという中で、基本的には密にならない形で5か月間の期間設定をしてイベントを幾つか打っていくと。オープニングイベントはほぼほぼやるのはやるのですが、その規模感をどうするかというのは、ちょっともう少し近くになってみないと何ともですし、そこを小さい規模でもできるし、広げることもできるという状況で準備をしていきたいなというふうに思っています。とりわけコロナの今の状況でいきますと、去年も大変だったのですが、実は今職員は結構大変でして、というのは、ワクチン接種はかなりマンパワーを使います。毎週土日、担当課だけではなくて、職員応援が行って、私も行っているのですが、やるというような状況がしばらく続きますので、そういう中でできることをやっていくでありますし、やっぱりその大テーマの感染症対策というのがありますので、そことの両立というのをまず大前提として考えていかなければいけないというところをご理解いただければと思います。

それと、地域おこし企業人の制度は、大変ありがたい制度です。実は第1号になった国際協力機構のJICAさんは、これ最初からそれを使うということではなくて、まずJICAさんの人材を持っていきたいというところから始まって、その制度が使えたということなのです。地域おこし企業人の制度でいくと3年間は使えて、間1年を置いて、次の1年からというふうな、そんな決めもあつたりしますので、そういう中で引き続き積極的に活用してまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

それでは、まず最初に歩きたくなる町プロジェクトの関係なのですけれども、冒頭町長のあいさつで申込み件数とかありましたけれども、今後どのコースを選ぶかというのは選定作業に入っていくと思うのですけれども、その選定作業のやり方についての確認をさせてください。当然そのコース、ペーパー上だけで見て決めるのではなく、誰か現地確認に歩いてみたり、実際にここはどうだという確認を取りながらやる作業になるのかどうか。

実際にさらにこの歩きたくなる町とうたう限り、ここでもまたトイレがついて回るのですけれども、何となくトイレのポイントが近くにないとしんどいのではないかなという気がしなくもないので、その辺をコースをこれからより吟味していく中で重要視しているポイントというのがあれば、その2点を教えてください。

あと、(2)の地域おこし企業人交流プログラムについてなのですが、非常に今回この総務省が始めたこれが、やっぱり私個人的に見ても、ああ、いい制度だなと改めて思っているところなのですけれども、通常に企業から見たら、横瀬町、自治体に魅力がなければ組む意義ってないはずなのです。あくまでも私の感想なのですけれども、何かよこらぼをやり続けてきたことが無駄にならなかったのではないのかなというのが非常に今回思うポイントでありまして、企業さんから見たときに、今まで多分横瀬町、秩父市は知っているけれども、横瀬町なんて知らないよというのが大多数だったのが、割と多分今何かこういうもので検索をかけると横瀬町というキーワードで引っかかってくるので、そういう意味では企業さんから見てもメリットがある、我々から見てもメリットがある、お互いがウィン・ウィンでなれるようにというふうに見てもらえているのではないかなと思うのですが、今後町の魅力をさらに高めるために町長はどういう取組をしていくつもりなのか、お考えがあれば教えてください。

それと、今回JICAさん、本当に職員さん、JICAさんから来て、もう風貌も本当に我々行政職員以外にはしか見えない風貌ですけれども、非常にいい仕事をしていただいている、今回の取組も非常に評価しているところです。今回温泉道場って先ほどキーワードが出ましたけれども、2月に締結して、温泉道場さんと組みましたという話が町の間以外で結構聞かれました。それは秩父市のほうとか小鹿野とか、向こうの青年経営者の関係から聞かれて、横瀬町いいところと組んだね、実際何やるのと、すごく聞かれて、昨日なのですけれども、その青年団体で温泉道場の社長さんを招いて講演会、温泉道場というのはこういう会社ですという企業デザインだったり、人材育成のプログラムをどういうふうに組んでいたというのをやったのですけれども、温泉道場さんに対するすごく期待感がさらに高まった。そして、それは秩父地域、そこに今1市4町にいる青年団体の人間が関わっているので、横瀬にまたまた注目をいただいているのですが、町としてさっき課長からも答弁ありましたけれども、温泉道場さんに期待するものの、もう少しポイント的にこの分野をもっとやってもらいたいねというものがあるのであれば教えてください。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。



〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 ただいま黒澤議員からご質問のありましたコースの選考についてでございます。コースの選考につきましては、現在選考委員会の委員を委嘱いたしまして、選考委員会において選んでいただくこととなります。選考のポイントとしては、やはりトイレとか、休憩できる場所、観光スポット、また安全かどうかということも考慮した上で選考をさせていただきたいと思っております。

あと、現地の視察とかということなのですが、現在全部合わせると69コースありまして、その中で全部のところを歩いてみるということは難しいので、まず書類選考した上で、最終的に最優秀賞を決めるところとか、そういうところをいくつか歩いてみまして、決定していきたいと思っております。新しいコースを作るに当たって、やはりいいコースにしたいということがありますので、選ばれたコースの中からベンチとか休憩場所とかそういうところも含めまして、よりよいコースになりますように現状を確認し、必要に応じ振興課、建設課をはじめ、各課と連携を取りながらウォーキング環境の整備に努めていきたいと思っております。

以上となります。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから地域おこし企業人交流プログラムのことについてご回答を申し上げます。

まず、温泉道場さんとの今後やっていきたいことなのですが、大変いいスタートは切れているかなというふうに思います。とりわけその温泉道場さんというのは、言ってみれば東京圏近郊のレジャー・観光のマーケットを知り尽くしている人たちだと思っております。大変多くの知見をこの時点でいただいております。これが1つ。

それと、あとその空間をつくる力、空間プロデュース力が優れている。あと、材料を集めて商品にする力、それを発信するというのが大変上手でいらっしゃるの、そういった力を利用して、例えば今回今これから手がけ始める地域商社での商品開発だったり、あるいは横瀬駅の観光案内所の魅力づくりだったり、道の駅のお昼のメニューの強化だったり、あるいは温浴施設ということでいくと、健康福祉センターのお風呂を住民の皆さんにもっと活用していただきたい形にするとか、今はコロナでなかなか使えない状況になっているのですが、そういうところを幅広に見ていただきたいなと。だから、あるいは空き家の利活用というところでアイデアをいただいたりとかということ、そんなことをいろいろ考えていて、楽しみにしております。

これをその町の魅力を高めるためにどう生かしていくのだというところでいきますと、もうポイントはいかに住民の皆さんを巻き込めるかだと思っております。本当ここ議員おっしゃっていただいているとおり、よこらばの波及効果というのがここはかなりあって、いろんな人たちが横瀬町に関わるようになってきてくれていて、その段階は今第1段階でもうできてきていて、次はどうその町民の皆さんを巻き込んでいくか、具体的に町の皆さんに実感していくという機会をどれだけつくれるかということが非常に大事ななというふうに思っております。

そういう中では今回のその地域商社の取組は、そもそも立てつけが農家さん、それから道の駅の社員含めてみんなを巻き込む形にはなっているので、この辺を一つの突破口にして、町民の皆さんとの関わり代を増やしていくというのですか、そこは意識してまちづくりに生かしていきたいなというふうに思ってい

ます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。歩きたくなる町プロジェクトの中で先ほど健康づくり課長から、ちょっとベンチというキーワードが出たので、1つこれは提案というか、こんな事例が私見て興味があったなというのが1つあるのですけれども、飯能市で製材して乾かす間、はしらベンチというのを至るところで、バス停だったりだとか、庁舎内とかでも外にベンチ、ベンチ代わりに柱を乾かす代わりにやっているのがあったので、仮にもし町有林を小学校でやった関係で余ったようなのであれば、それを簡易的なベンチというふうに作り替えてもいいのではないのかなというふうに個人的に思いましたので、これは提案させていただきます。

それと、地域おこし企業人の関係なのですが、私は昨日その社長の話を聞いていますので、より今町長の話がすうっと入ってきたのですけれども、またこれ別に温泉道場さんのどんな会社で、どんなことをやっているというのをまち経営課でもいいので、また何か紹介をしてもらおう機会を設けてもらえる、議会としてももう少し前向きな取組が分かるのではないのかなと思いますので、要望ですので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○若林想一郎議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

まず、質問事項1ですが、ワクチン接種についてです。当地域におきましても5月より接種が開始されました新型コロナウイルスのワクチンですが、当初から予約が取れないとの混乱が発生しております。急遽年代別の予約方法に切り替えていただいたことにより、多少の混乱は収まりつつありますが、依然として混乱が続いておりますし、今後年代が引き下がるにつれてその混乱が再拡大することは避けられないことと思います。ただ、入荷されるワクチンの量にも限りがあり、保管の問題等もあることから、それはやむを得ないことであるかとも思います。

そこで要旨明細(1)でございますが、ワクチン接種の現状。例えば秩父郡市における対象者が何名で、いついつ時点で何名が接種、何名が予約済み、今後のワクチンの入荷の見通し、また横瀬において、先ほど本日の町長のほうからのご報告もございましたが、いついつ時点で何名が接種、何名が予約済み、こんな問合せや声が寄せられているなど、それらを教えてください。

次に、要旨明細（２）でございますが、ほかの自治体の中には地域別接種を行っている自治体がある中、その方式はどの地域が早くて、どの地域が遅いという不公平感につながるのでは等、問題がある部分も感じる一方で、希望者全員が接種できるということ、これはこの地域でも申し上げていることでございますが、なかなか予約が取れないという現状において、不安になってしまうという状況が発生しております。予約が取れますよと言われても、本当に取れるのかというような状況になっている中で、たとえ少し先の予定になっても確実に接種できるということが確約されるほうがよいのではないかとのお声もいただいております。安心を提供できる体制づくりとして、地域別接種は検討したまたはしているのでしょうか、そちらを教えてください。

次に、質問事項２でございますが、総務省の人材活用についてでございます。地域おこし協力隊、地域おこし企業人、こちらは令和３年度から地域活性化起業人になっております。先ほど黒澤議員の一般質問にもございました。また、集落支援員といった総務省管轄の人材活用ですが、当町におきましても多くの方がご活躍されております。今後も大いに活用していただきたいと思っております。

そこで要旨明細（１）でございますが、地域おこし協力隊のこれまでの実績とそれに対する評価、今後の活用方針について教えてください。

次に、要旨明細（２）でございますが、こちらに関しましては先ほど黒澤議員の質問のほうで、私の再質問の部分までのご回答を丁寧にいただいておりますので、割愛していただいて結構かなとは思いますが、地域おこし企業人に関してのこれまでの実績とそれに対する評価、今後の活用方針についてということで通告をさせていただきました。

また、続きまして要旨明細（３）でございますが、集落支援員についてのこれまでの実績とそれに対する評価、今後の活用方針について教えてください。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 質問１、ワクチン接種に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 ワクチン接種について答弁させていただきます。

ワクチン接種につきましては、秩父地域１市４町と秩父郡市医師会が一丸となって接種体制を構築し、協力連携し事業実施をしております。

まず、現状についてです。65歳以上の高齢者の方を対象とした接種の予約は、コールセンターへの電話やラインで行っております。コールセンターへの電話等がつながりにくく、大変ご迷惑をおかけしております。５月20日からは年齢を区切った予約に変更させていただき、大分改善はされてきております。

接種につきましては、５月16日から集団接種、５月24日からは個別接種が始まりました。集団接種は５会場、個別接種は現在49の医療機関で接種を行っております。

秩父地域の現状ですが、接種対象者数は3万5,891人となっております。6月8日現在、コールセンターでの予約者数は1万4,997人です。この予約者数には、高齢者施設で接種を受ける方や直接医療機関に予約をされた方などは含まれておりません。1回目の接種が終わった方は、高齢者施設での接種された方を含め、8,246人で、接種率は約23%となっております。埼玉県の1回目の接種率は21.37%となっており

ます。

横瀬町の現状ですが、対象者となる高齢者数は2,895人で、コールセンターでの予約者数は1,268人、1回目の接種者数は710人で、24.5%の接種率となっております。

ワクチンの入荷状況につきましては、秩父地域では秩父市保健センターと小鹿野町立中央病院でワクチンを管理し、ワクチンの希望数を県に報告しワクチンが配分されておりますが、希望数どおり配分されており、7月4日までの2万4,570回分は確保できており、その後も安定的に配分される見込みとなっております。

現在の接種状況から、7月末には秩父地域全体での接種率は70%を超えると想定をしております。町の令和2年度の高齢者インフルエンザ予防接種の接種率は約68%であること等を踏まえ、7月末までには接種を希望する方にはおおむね接種できると考えております。

町民の方からの問合せ等につきましては、コールセンターの電話が通じない、予約枠がいっぱいで予約ができない、書類が分かりづらい、対応が遅いなどたくさんのお叱りの電話をいただいております。また、コールセンターに直接行って予約をしたいなどという声もありました。予約できないという声に対応するため、2回目の接種を確実に3週間後に接種していただくため、2回目は予約なしで自動的に同じ会場で3週間後接種ができるよう改善をしております。また、現在個別の支援について、予約についての支援策について現在検討をしております。

次に、地域別接種についてです。検討している段階では、ワクチンの供給が不安定な状況だったこともあり、国で示された、まず重症化しやすい高齢者から先に接種をすることが最善であると考え、現在地域ごとに区切って接種することは検討をしております。

次に、今後につきましては65歳未満の方約4,700人の方への接種になります。7月中旬までに接種券等の発送を予定しております。国で示されている優先順位では、基礎疾患のある方、施設等従事者、60歳から64歳の方を優先となっております。混乱がなるべく生じないように、年齢ごとに細かく予約を受け付けるなど1市4町で検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。今お聞きした数字で、かなり安心できる場所というのがあるなということを感じました。

そういった中におきまして、なかなか町民の皆様がまだ安心できるに至り切れていないという、これやむを得ない部分もあるのですが、例えばこれ首相官邸の、こちらもお存じかと思いますが、「ワクチン接種これいいね。」という自治体工夫集というのがございます。こちらの中に、例えばこれ近いほうで戸田市が戸田市ワクチンメーターという取組を行っております、全ての状況が分かる、何人対象者がいて、今何人進んでいて、どれだけどういう状況でどう入ってくるかみたいな、そういうのが一覧で見られるようなものがモニターが設置されていて、そこに映っていると。

こういうものを見ることによって、ああ、大丈夫なのだ。先ほどの数字をお聞きしたのも、お聞きしてこれだけ入ってくるのだというような見込み等もお聞きして、ああ、それだったら大丈夫かと、安心が

できるのかなど。やはり今必要なのは、安心の体感とか、安心できる体制というものなのかなと思う中なのですが、ワクチンメーターみたいなこういった取組というのがいかがでしょうかというのがまず1点目でございます。

また、地域別接種に、地区別接種に関しましては、私それが必ずしもいいものと思っているというわけではなく、その地域に合うか合わないかというものもございまして、この取組を行っているところで有名なところが、南相馬市と相馬市になるのですけれども、これに関しましては、もう地区ごとに日を設定して、事前に受けるか受けないか、それからいつ受けるかということ、その日程の中でどこでというのは事前アンケートで取るのですけれども、特にそこに予約というのではなく、来たら打てると。ある程度ワクチン管理が大変にはなると思うのですが、その中でその日時にその予約というよりも、いつ行きますとこのだけ言っておけば、予約が取れる取れない関係なしにそこに行けば打てるという中で、全然混乱なく、その地区の順位というのもこれはすごく重い部分があると思うのですが、地区の自治会の会長さんがくじで決めるということだったらしいのですけれども、それに関しましても全然苦情もなく、いつ打てるということが分かるので、混乱もなく、すごいスピードで接種がされております。これに関しましてはワクチンの供給量等の問題があります。いろんな諸事情により供給量がかなり多そうな感じではここありますので、なかなか難しい中かとは思いますが、一つの方法としてはありなのかなと。検討するものとしてはありなのかなと考えておりますが、そちらに関しましてもいかがでしょうかというところが2点目の再質問になります。

そして、次が今後64歳以下になったときに、基礎疾患を有する方が優先で、また年代別というお話が先ほどありましたが、具体的に年代別に関しましては、例えば5歳分ずつやっていく、60から64まで、56から60までとかというふうに具体的にやっていく方法が今のところで話が出ているのかどうかというのがもう一つ。

そして、もう一つが基礎疾患に関しまして、どのように基礎疾患があるないを判断されるのか。その診断書をつけて提出することなのか、それとも医療機関と連携して情報共有ができるのかどうか、その辺りこの4点をお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 では、答弁させていただきます。

まず、1点目のワクチンメーターなど安心できる情報提供なのですけれども、こちらにつきましては、本当に住民の方にどういう情報が必要なのか、よく検討しながら安心できるような情報を提供していければと考えております。

2点目の地域別接種についてです。地域別接種については、現在の秩父地域では想定はしておりません。ワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、秩父郡市医師会とも何回も協議を重ねまして、この形でっております。ワクチン接種を安全安心に行うためには、医療関係者の方の理解、協力が不可欠となっております。

また、地域別接種は予約する必要がないというメリットはあるのですけれども、ワクチン接種はあくま

でも本人の希望により接種するので、強制ではなく、接種を希望しない方への配慮も必要だと思っております。地域の中で接種を希望しない人が非難されたり、不利益が生じるようなことも防ぎたいと思っております。

それで、先ほどもお話しさせていただいたのですが、ワクチン接種を希望される方で予約ができずに困っている方への個別の支援についても、現在検討をしております。

3番目、今後なのですけれども、まず年代別です。担当者会議のほうで5歳刻みで予約を受け付けるといってお話は、今現在検討中となっております。これからまた議論を重ね、よりよい方向を見つけていきたいと思っております。

基礎疾患の方につきましては、予約する段階では特に確認する手だてはありませんので、接種する際にどのように確認していくか、これについても今後検討をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから4点につきまして補足させていただきます。

まず、接種状況の見える化をして、今以上にしていく必要があるかなというふうに思います。これは、向井議員おっしゃっていただいたとおりでして、見えないから不安だということは多分にあるかなというふうに思います。戸田市のワクチンメーターも存じ上げておるのですけれども、これは改めて横瀬町として、これ1市4町一緒にやっているのですが、見える化をしていきましょうという話は、改めて私のほうからも提言、実は先週ですね、に1回させていただいているのですが、改めて提言させていただいて、できるだけ住民の皆さんに見える形をつくっていききたいというふうに思います。

状況としては、かなりよくなってきました。4月の終わり、5月の初めの一番最初の予約状況は、本当に混乱をしました。これは何かというと、まずワクチンの供給量、供給量の絶対量が少なかったということと、それからその後確保できるかどうかが不確かな中での予約受付開始でしたので、ここがかなり状況としてはあったかなと思います。少なくともここに来て、そのワクチン供給が安定してきたということは見えてきていますので、かなりこの予約も幅広に多分受け入れるようになります。

ただ、この辺が集団接種と個別接種ではちょっと事情が違っていて、集団接種は先々まで割と予定が組めるのだと思うのですが、個別接種は各お医者さんがその緊急の患者さん受けの余力を残しておきたいとか、何かあったときにとということがあってなかなかずっと先まで見通すのは難しいというところは事情としてあります。

ということで、あと地区別も当初は少し検討はしたようなのですが、要はこれ縦で切るか、横で切るかというところがあります。うちは年齢切りの縦切りにしたという経緯があります。1市4町で一緒にやっどこでも受けられるというのが今使いやすい状況になっていますので、ここであえて地域というのは、考え方としては今回はもういいかなというふうには思っています。

それと、これから恐らく7月上旬のイメージで、一般の方々への接種券を配付するという段階になります。高齢者の方々が一段落したところで、また一般の方々に進んでいくわけですけれども、うまく混乱しないような形は取っていききたい、それがまず基礎疾患のある方と年齢切りというところで組んでいくと

いうことを今想定してやっています。本当に議員おっしゃるとおりで、安心してくださいと伝えるのがすごく大事だと思います。希望する方皆さんには打てますので、安心してくださというメッセージを都度都度出していく。それから、目に見える形でどこまで進んでいくというところを出していく。できることできないことをはっきりさせていくというところを発信していくというところは心がけてやっていきたいなというふうに考えております。

後は、スピードアップを今図る段階になっています。横瀬町でいきますと、あさって初めて180人接種をやります。これがこなせれば、どこまでも受け入れるなというようなことにもなりますし、スピードアップにもつながります。これはほかの市の会場、4町の会場でそのスピードアップを今検討して進めているという段階ですので、状況としてはここから先からよりスムーズにはなっていくかなというふうには思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。まず、ワクチンメーターに関しましては、町長から今心強いご答弁いただきました。さすが町長で、もう既にご提案されているということで、ぜひ実現をしていただければと思います。

質問になりますが、こちらの基礎疾患を有する方とこの年代別。先ほどのご答弁では、予約の時点では確認できないと、医療機関でということではあるのですが、実際に頭でシミュレーションしてみたときに、基礎疾患のある方で例えば40代の方とか、50代の方は、この後60から64のときにもう年代で区切るとそこではじかれてしまうわけで、そういったときに私基礎疾患を持っていますという形で予約をどうできるのか。例えば医療機関を通じて予約ができる方法等あると思うのですが、その辺りがもう少し具体的にあれば、そちらをお願いいたします。

以上でございます。

○若林想一郎議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

一般の方の優先順位については、今検討を重ねている段階です。基礎疾患のある方については、まず基礎疾患のある方を先に優先して予約を取っていくという話も出ております。それは年代を区切るのではなく、基礎疾患のある方ということで優先して先に予約を取っていただくような方法を考えておりますが、今現段階では検討中でございます。

以上です。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、総務省の人材活用についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 質問事項2について答弁させていただきます。

(1) の地域おこし協力隊の実績、評価、今後についてですが、地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化が進む地方自治体が、都市の住民を1年から3年の期間、生活の拠点を移してもらい、農業支援や健康づくりへの支援、町の情報発信などの地域活動を行ってもらいながら地域への定住・定着を図る取組です。

横瀬町では平成29年度より隊員の受入れを始めました。平成29年度に2名、平成30年度に3名、令和元年度に4名、令和2年度に4名採用し、これまで13名の隊員を受け入れました。これまで5名の隊員が退任し、現在8名の隊員が活動を行っております。

隊員の活動につきましては、各隊員とも自分が提案した業務について、隊員のこれまでの知識や経験、技術を生かして住民の方々の協力をいただきながら町の活性化を図るための活動を行っております。町としての地域おこし協力隊の最終目標は、隊員が横瀬町に生活の拠点を移してもらい、自分の提案した業務を実現するための活動を行いながら、町内で起業または地元で就職してもらい、定着を図ることです。

これまで5人の隊員が退任しましたが、4名の隊員は引き続き横瀬町に居住しております。退任した1人の隊員は、紅茶による農業活動に引き続き集落支援員に就任、2名は町内で起業しました。1人は理学療法士の技能を生かした整体院、1人は彫金・鍛金の技能を生かし町内に工房を開き開業しております。もう一人の隊員は、秩父郡内の事業所に勤務しております。これまでの実績から協力隊の最終目的である町内への定住・定着は現状図られていると考えます。

これまで自由提案で隊員を募集しておりましたが、今年度は町の喫緊の3つの課題、地域商社の立ち上げ、IT利活用の推進、有害鳥獣対策のための協力隊の募集を行いました。現在隊員の採用に向けての手続を進めているところです。

今後も隊員の知識や技術を生かし、協力隊と協働しながら町の活性化、課題解決につなげるとともに、隊員の定住・定着に結びつけていきたいと考えております。

続いて、(2) については割愛をさせていただきます。

続いて、(3) の集落支援員の実績、評価の今後についてですが、集落支援員の制度は集落対策の推進について市町村職員と連携し、地域の巡回、状況把握を実施し、地域の課題解決に結びつける制度です。横瀬町では昨年度より、これまで地域おこし協力隊として活動を行ってきた隊員を集落支援員として採用いたしました。振興課と連携し、人・農地プランに係るアンケート調査の実施をはじめ、耕作放棄地対策、獣害被害対策など、様々な諸課題に対してこれまで3年間地域おこし協力隊として農業活動を通じて築いた農家の方との信頼関係により、スムーズな地域活動を行っております。

集落支援員には、地域を巡回しながら住民の様々な意見を聴取し、現状を把握するための町とのパイプ役として活動いただいております。これらの情報は、町が抱える課題の点検・整備につながり、課題解決のための糸口になり得る有益なものと考えます。今後も地域の現状の課題を的確に把握するため、この制度を積極的に活用し、地域の諸課題に対応するための施策につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 再質問をさせていただきます。



まず、全体に共通してなのですけれども、地域活性化、人口増加につながっている現状でもございます。手厚い交付税措置もあります。そういった中でリスクがあまりないように思えるのですけれども、全国的に広がりつつはあるものの、爆発的に広がっている状況でもなく、人数の多いところはすごく多くいて、横瀬は多いほうなのかもしれないのですが、この規模からして。それでももっと受け入れてもいいのかなと思う中におきまして、これに関するリスクというものの、管理等のリスクもあるのかもしれませんが、リスクというものはどのように捉えているかどうかというのがまず1点目です。

また、地域おこし協力隊に関してなのですけれども、今新しい制度としておためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンと、この期間を分けたお試し、これはどちらにとってもウィン・ウィンなものがあると思うのです。どういった人かを面接だけでとか、経歴だけで見抜くのではなく、実際にどういう仕事ができるかということを見られるので、その来る方にとってもこの町がどういう町かということも分かりますので、後々にいい影響を及ぼすのではないかと思います。この辺りの制度の活用というものは検討しているかどうか。

また、地域おこし協力隊に関しましては、その後の定住に関する空き家の利活用の助成が0.5あると、措置があると思うのですけれども、その辺りの今後活用、また活用実績があればそれで、なければ今後そういったものを含め、空き家対策とともにやっていくかどうかということ。

そして、次に今度（3）に関してなのですが、集落支援員に関しまして、こちらに関しましても特に上限はないということで、かなり柔軟な内容に要綱を見るときになっておりまして、例えばこれ実際に集落支援員なので、地元を知り尽くしている方となると、例えば自治会長等、横瀬町でいうと行政区長だったりとか、そういった方が兼任をするという形も、これを見る限りではありということに読み取れます。それも2段階あって、その完全にフルでというパターンと、金額がちょっと変わりますけれども、40万円を上限とするパターン、395万円が上限のパターンとほかのことと兼任の場合は40万円を上限とするパターンという2パターンがありますけれども、例えばこれは私の勝手な提案というか、あれですけれども、各地区今横瀬7地区ある、苅米とか根古屋とか、そういった地区に例えば2人ずつぐらい配置して、その選定は例えば区長経験者とかを地区に任せて選任していただいて、23区担当と協力して地域を活性化させるとか、そういったことにも使えるのではないかなと。これがまたこれまでも何度か議題として出ておりますけれども、行政区の合区だったりとか、そういったこと、また今後持続可能で地域がいくための一つの前進となることにつながるのではないかなと思っておりますので、その辺りはどうかということ、この辺りを再質問としてお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず最初に、人数が多くなってリスクはないかというご質問でございますけれども、特段リスクはないかと思うのですけれども、担当職員が1人で今担っておりますので、その辺がちょっと仕事が大変になるかなとは考えております。

それから、2つ目のおためし協力隊、インターンの期間という話でございますけれども、現在そのよう

なことはちょっと検討していないところでございますけれども、そういったせつかくの制度でございますので、活用できるものであれば活用していきたいと考えます。

それから、3つ目の空き家の活用ということでございますけれども、退任した隊員がおりますけれども、2名の方につきましては現在空き家を活用して、そこに定住をしております。

それから、最後の地元の自治会長さん等の提案というようなことでございますけれども、現役の区長さんがちょっと難しい面があるかと思っておりますけれども、この集落支援員制度につきましては、今農業で活躍しておりますけれども、町にとっても有益な制度でありますので、そういったご提案の分野でも活用できるか、今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

まず、リスクをどう考えるか。今まち経営課長のほうから答弁させていただいたとおりで、特段リスクというのは、リスクといえば新しい人に来ていただくので、その人がいい人か悪い人かというのはある意味リスクなのでしょうけれども、それほどないかなというふうに思っています。

やはり問題となりますのは、いい人に来ていただくということです。だから、もっと広げられるのですが、管理負担はすごく多くなっていくという部分と、増えれば増えるほど。それに関して、いい人を確保するということのバランスで今の人数になっているかなという気がします。一方、管理面は大分こなれてきたところもありますので、今度その地域商社で新しい仕事が立ち上がりというのもこれありますので、ここから先はもう少し自分としては増やせるなという感覚を持っています。これまでも横瀬町の場合におかげさまでいい人に来てもらっていると思うし、定着率も高い施策になっているので、これは少し拡大していきたいなという思いはあります。

そのときに、議員もおっしゃっていただいたこの地域おこし協力隊、企業人、それから集落支援員等の制度を一番効率よく使っていく必要があると。地元の人を集落支援員としてというのももちろん選択肢の一つとしてはあると思います。大切なのは何を成し遂げたいか、何を成し遂げたくて、これは制度はこれ手段の話ですので、成し遂げたいことがあって、この部分で人が必要だなとか、あるいはこんないい企業人の人たちがいて来てほしい、来ていただけると町の付加価値になるなとか、そこが結構大事なかなというふうに思っていて、成し遂げたいこと、その来ていただく方の力で成し遂げられることを考えて採用したり、あるいはその人数を増やしたりということを考えていきたいなというふうに思っています。

ですので、ここから先も大分慣れてきたというところがありますので、地域おこし協力隊、それから地域活性化起業人、それからちょっと別枠でふるさと納税人材派遣版というのがありますので、その辺だったり、それから集落支援員だったり、それのお試しやインターンも含めて幅広に、これ前広に検討してまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、多ければ多いほどいいという

ものでもなく、今現横瀬町では大変素晴らしい人材が来ていただいておりますが、全国的には中にはそれだけを点々とする方もいるとかというお話もありますので、定住につなげるということが一つの目的でもございます。地域活性化とともに定住につなげるという、そういう相乗効果が目的でございますので、ぜひ多くしていただきたい中でもしっかり選んでいただきたいと。そういった中に先ほどの制度、協力隊インターンだったり、おためし協力隊も使っていただきたいということで、こちらに関しては要望としてお願いをいたします。

また、空き家に関しましては、現に空き家を活用されているということで、こちらは、すみません、先ほど曖昧な言い方をしてしまいまして、空き家の費用に関しての措置率0.5というのは、令和3年度からなので、今年度からになりますけれども、この後退任されて住まわれる方等、ぜひこちらをご活用していただきたいと思います。そちらに関しましてはいかがでしょうかということ。

それから、また集落支援員に関しましては、先ほどの例えばの例で申し上げた部分なのですが、質問趣旨がちょっと変わってしまうかもしれませんが、こちらの今各地区で各行政区長さんが頑張っている、大変な仕事をいろいろさせていただいておりますが、なかなか仕事が多くて大変な中で、区によってもいろいろな差が出てしまっていると。また、どこか区長さんの話とか聞いていると、やはりどっちの役場の仕事なのか、区でやるべきなのかというのがなかなかはっきりしない部分。役場のほうに聞くと区でやってほしいと、区長さんに聞くとそれは役場がやるのではないかなんていうこともあるので、この辺りを23区担当のほうである程度連携を取ってやっていただくのですけれども、そこだけだと負担もあると思います。また、地区のこと、やっぱり地域のことを分かっている方がそういったところに入るのが大事なので、これまで申し上げていました地域のファシリテーターではないのですけれども、そういった役割として先ほどのように、2人ぐらい各地区に配置して、それも区長経験者とかでいうところだと、何か円滑になるのかなというイメージがございましたので、そのように提案をさせていただいたのですけれども、改めてこちらに関しましていかがでしょうかというこの2点をお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 答弁させていただきます。

まず最初に、空き家の活用に関係でございますけれども、今年度からの制度でございますので、制度がありますので、そういった制度をフルに活用していきたいと思っております。

それから、2つ目のご提案の各区に2名ぐらい集落支援員を配置して、町と行政区とのパイプ役ということでございますけれども、支援制度としてはそういった活用もあるかなと思っておりますけれども、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時09分

○若林想一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○若林想一郎議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

1点目は、防災・減災について、町の取組についてお伺いします。近年、想定を超える災害が頻発しております。これらの災害に対して現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断の下で適切に対応することが重要になると考えられます。そこで何点か質問いたします。

(1)、今後も起こり得る災害時等における住民の早めの避難を促すため、気象の変化や災害の発生状況の情報伝達と関係部署の連携の強化のために必要な情報伝達方法について伺います。

(2)、町の避難所となっている各所では、コロナウイルス感染症の影響で様々な環境整備が行われていますが、ここで3点お聞きします。

①、水道等が遮断された場合のトイレ使用時の対応は考えているのか、お伺いします。

②、避難所へは家族単位で避難することが多いと思いますが、着替え等は男女別更衣室が必要となります。町はどのような対応をしているのか、お伺いします。

③、避難指示が出たときに自宅での待機が無理な場合、ペットのいる家庭の避難の対応をお伺いします。

(3)、現在の備蓄品の現状はどのようにされているのかをお伺いします。

(4)、昨年度はコロナウイルス感染症の影響で防災訓練を行えませんでした。どんな状況であっても災害が起こる可能性はあります。町では今後も起こり得る災害に迅速に対応できる体制が必要となり、防災訓練は大事だと思います。町ではどのように取り組んでいくのか、お伺いします。ここについては町長のあいさつのほうでも伺いましたけれども、再度お願いいたします。

大きな2点目の質問は、奨学金返還制度事業についてお伺いします。我が国では、大学生の約半数が奨学金を借りています。奨学金は借りるだけでなく、卒業後には当然返さなければいけません。奨学金は貸与時点では奨学金ですが、返済の段階になると急にローン化します。奨学金返還制度事業とは、大学等を卒業後に地元へ戻り、地元の企業に就職するなど定められた要件を満たした場合に奨学金の返還を自治体が支援していく取組です。域内の企業へ若者が就職する場合等に、その若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンの促進となります。令和2年度は32府県423市町村が実施しています。

そこで、まずは横瀬町では育成奨学金資金制度を行っていますが、どのような取組をしているのか、ま

た現状をお伺いします。

次に、奨学金返還制度事業について、町では取り組む考えがあるのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、防災・減災の取組についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

まず、町民の皆様への災害時の情報伝達方法は、令和2年度までにデジタル化した防災行政無線、町ホームページ、安心・安全メール、ライン、フェイスブック及びちちぶFM等を活用し、必要なタイミングで必要な情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、関係部署との連携につきましては、災害時初動マニュアル、災害時初動訓練等を通してさらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。まず、避難所の在り方についてです。令和元年10月の台風19号の教訓を踏まえ、避難所の在り方を再度検討し、従来開設していた町民会館、活性化センターに加え、スポーツ交流館及び中学校体育館も必要に応じて開設ができる準備を進めております。あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年7月に新型コロナウイルス等感染拡大防止を踏まえた避難所開設運営方針を策定いたしました。その後、スポーツ交流館及び中学校体育館において、職員による開設運営訓練を行うとともに、指定避難所のうち早期の開設が見込まれる町民会館、活性化センター、スポーツ交流館、福祉センター及び中学校体育館には、避難者数を想定した備蓄品を配備しております。

次に、トイレについてです。水道が遮断された場合の対応についてのお尋ねですが、初期の段階では簡易型トイレ、非常用トイレ、トイレトーパー等を購入しておりますので、間仕切り等を活用し、対応する予定です。一方、衛生面や長期化を見据えると、専用の仮設トイレやマンホールトイレの設置が必要になります。千葉県柏市にある三協フロンテア株式会社から災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定の申入れを受け、先週の6月4日に災害時において優先的に仮設トイレ等を供給いただける協定を締結しました。マンホールトイレについては、今後備品の購入を検討したいと考えております。引き続き、いざというときの備えを進めてまいります。

次に、男女別更衣室についてです。スポーツ交流館、中学校体育館等一部の避難所には更衣室が設置されております。その他の避難所については、更衣室がありませんので、テント型の間仕切りや専用の間仕切りを活用して対応したいと考えております。

次に、ペットの扱い方です。ペットは飼い主にとってはとても大切な存在です。一方、避難所には動物が苦手な方や動物に対するアレルギーを持っている方もいる可能性があります。現在検討段階ですが、飼い主の方には餌、ケージ等を用意するなど責任を持ってペットを飼育していただく前提で町民会館地下駐車場を避難所として考えております。

次に、要旨明細（3）の備蓄品の現状についてです。町の地域防災計画では、町人口の1割程度を被災人口と想定し、食料の備蓄目標数量を県と町でそれぞれ1.5日分、合計3日以上としております。この

目標に合わせて主なものとして水、アルファ米、パン及びビスケット等の食料品を、食料品以外の備蓄品については毛布、アルミロールマット、段ボール及びテント型間仕切り、ランタン及び紙おむつ等を備蓄しております。

次に、要旨明細（４）の防災訓練の取組についてです。平成28年度に初めて町自主防災組織及び消防団等の合同による災害時初動訓練を実施し、以降内容を改善しながら毎年実施してまいりました。昨年は新型コロナウイルス感染症対策として4月7日から5月25日まで緊急事態宣言が発出されたこと、新型コロナウイルスが未知のウイルスであることから、訓練の中止を決定いたしました。現在埼玉県内にはまん延防止等重点措置が適用されるなど依然予断を許さない状況下にありますが、1年の経験を経たことでコロナ対策がある程度分かってきたこと、災害はコロナ禍でも起き得ることから、現段階では6月20日に訓練を実施する予定です。毎年訓練を実施することで経験値を上げ、防災意識のさらなる高揚を図り、引き続き町民の皆様の安心安全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。再質問の前に、先日読売新聞の中に「豪雨避難方法あらかじめ確認」というすごくいい記事が出ていましたので、ちょっと読ませていただきます。

豪雨災害にいつ襲われてもおかしくない季節になった。今年は自治体が出す避難情報の見直しも行われている。新型コロナウイルスの感染拡大が続き、避難の制約もある中、備えを確認したい。避難情報は河川の氾濫などによる災害の危険度が高い順に警戒レベル5から1に分けて発表されている。災害のおそれが高いレベル4では、避難勧告や避難指示、緊急が出されていたが、違いが分かりにくいと指摘があり、今年5月20日、避難指示に一本化された。静岡大学教授の牛山さんによれば、緊急安全確保が出される段階は既に大変危険な状況だということを知ってほしいと呼びかけている。避難時は冷静な判断が難しくなる。家族の状況などに応じ、どのタイミングでどこへ避難すべきか、あらかじめ考えておきたい。

内閣府が作成した避難行動判定フローが参考になる。ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか。安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか。自宅周辺ハザードマップを見ながら問いに答えることで、避難所や親戚宅などのいずれに身を寄せるべきなのかを確認できる。内閣府のサイトからダウンロードできる。コロナ禍では感染リスクを避けるために、在宅避難も選択肢になる。ハザードマップで自宅の安全性を確認できれば検討したい。防災教育などを手がけるNPO法人の理事長、N氏は、感染リスクもあり、避難所生活は心身への負担が大きい。可能な限り在宅避難を考えてと訴える。1週間分を目安に飲料水や食料、携帯トイレなども備蓄する。避難が遅れて自宅に取り残され、救助要請が必要な場合は、まずは110番や119番へ通報する。つながらなければ知人や親戚へ連絡して通報を依頼する手段もある。状況が分かる写真を添付したり、位置の情報をつけたりする。Nさんは、複数の手段を用意しておくことが重要と指摘するという本当に今後やっぱり横瀬町としても土砂災害もあるし、崖崩れ等も考えられる災害の中に入ってくると思います。

先ほど説明にあったように、町としてはすばらしい対応をしていただいておりますけれども、ここで何点か質問させていただきます。この中にもあったように、この情報伝達の中で町ではハザードマップ等を

作成しているのか。また、町民にこのような避難のときにどのように周知をしていくのか、お伺いします。

②として、災害用備蓄品の現状で、旧給食センター跡にあった備蓄品はどのような形で分散をしているのか。

③として、災害用備蓄品として液体ミルクの備蓄を導入していくのか。この液体ミルクは、母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存ができ、粉ミルクと比べ1杯当たりの価格は割高になりますが、お湯の確保が難しい災害発生時でも赤ちゃんに飲ませることができます。この液体ミルクを災害時の備蓄品として確保し始めている自治体も増えています。町としては液体ミルクを備蓄品として導入する考えがあるのか、お伺いいたします。

この液体ミルクとともに、使い捨ての哺乳瓶も調べてみますと、やっぱり必要になりますので、液体ミルクを常備していただくのであれば、使い捨て哺乳瓶も常備してほしいと思います。先ほど課長が言われました備蓄品の中で食料品、テント等ありましたけれども、このコロナウイルスの関係でマスクとか消毒液とか、そういうものも備蓄されているのか、お伺いいたします。

以上でちょっと再質問のほうお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、水害ハザードマップの関係でございますが、水害ハザードマップについては策定をする予定であります。令和元年度に土砂災害ハザードマップを作成し、各家庭のほうに毎戸の配布をさせていただきましたが、埼玉県が令和2年5月に公表した洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図に伴い、本年度予算で1,000分の1の確率で起こると想定された水害リスク情報マップに盛り込み、土砂災害ハザードマップと水害ハザードマップの2つを地図に落とし込んだハザードマップを策定し、毎戸配布する予定でございます。

次に、旧給食センターの備蓄品はどのような形で分散しているのかというお尋ねでございますけれども、昨年度旧給食センターを含め、全体的に備蓄品の保管場所の見直しを行っております。指定避難所のうち早期の開設が見込まれる町民会館、それから活性化センター、スポーツ交流館、福祉センター及び中学校体育館には、避難者数を想定した備蓄品を配備し、それ以外の備蓄品は旧役場庁舎跡地などに分散して保管しております。

次に、液体ミルクの備蓄に関するお尋ねでございますが、液体ミルクにつきましては、開封後時間が限定されること、粉ミルクと比べ保存期間が短いことや費用面が割高であることなどのデメリットがある反面、哺乳瓶に入れてそのまま飲めること、水も要らないなどのメリットもございます。現段階では液体ミルクの備蓄はございませんが、一部聞くところによりますと、今年中に保存期間が4か月程度延びるといってお話のほうも伺っておりますので、その時期等踏まえて、それが事実であればそれ以降に購入について検討していきたいというふうに考えております。

それから、使い捨て哺乳瓶についても併せて検討していきたいと思っております。

それから、コロナ禍の関係でマスク、消毒液のお尋ねがございましたが、これについては備蓄をしてお

ります。先ほど申し上げたのは、主な備蓄品というか、一部のお話でございますので、それ以外のものも必要なものは備蓄をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。横瀬町は本当に素晴らしいというか、いろんなことをやっていただいておりますので、マンホール等も検討していただけるということで、あと液体ミルクも検討していただけるということでありがとうございます。

一応最後に再々質問としまして町長にお伺いしますけれども、まちづくりの中でも防災意識をしっかりと考えていくことが重要だと思いますので、今後もどのような防災・減災対策に対して取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 防災対応あるいは減災というのは、私たちがやっているこの行政の仕事の中でも大変重要度の高いテーマだというふうに思っています。これからもしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。ここ1年で防災の考え方あるいはその避難所運営の考え方が大きく変わってきたと感じています。それは一番大きいのはやはりコロナの影響です。今まで入り口で人が検温する形だったり、あるいはその避難所でソーシャルディスタンスを取るという考え方、これこの1年間に出てきた考え方です。町のほうとしては、こうした状況下でもしっかり対応できるように、コロナがなくなっても引き続き何がしかの感染症対策は必要でしょうし、この先も続くお話だと思いますので、そういったものにしっかり対応していきたいなというふうに考えています。

それと大切なのは、やはり住民の皆さんの防災意識を高めること、そして情報時に漏れなく情報発信をし、受け取っていただく形をいかにつくるかということ、ここは大変大事ななというふうに思います。今ですと防災無線を軸に安心・安全メール、それからSNS、それからちちぶFM等にもご協力いただいて情報を流しておるのですが、ここは引き続きしっかりやっていきたいなというところと、もう一つ、前回19号のときに議員の方からもご指摘いただいた避難所での情報の取り方がなかなか難しいということでありました。ここに関しましても、昨年からは役場のほうでそのテレワークができる体制づくりでしたりですとか、ICTを活用した展開というのを考えておりますので、そういう中で対応力を上げていきたいなというふうに考えております。

それら町の力を合わせてというのですか、この防災・減災にはしっかり取り組んでまいりたいなというふうに思います。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町の奨学金制度についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項2、要旨明細1について答弁をさせていただきます。



町の奨学金制度の取組につきましては、横瀬町育成奨学資金条例、これにより高等学校以上の学校に在学する者に奨学資金を貸与または給与し、有用な人材を育成することを目的としております。募集につきましては、毎年学校の入学手続の時期を考慮しまして、町のホームページ及び広報、1月号になりますけれども、こちらに掲載をして募集をしております。

令和3年度の5月11日に町の選考委員会、こちらを開催いたしまして、審議していただきましたが、その結果でございますけれども、令和3年度は新規が2名、72万円、継続者11名、348万円、合計13名、総額にいたしまして420万円でございます。

令和3年度まで含めた貸与累計で申し上げますと、52名、貸付総額6,540万円でございます。昨年度末の返済金額が2,949万6,000円、残金3,590万4,000円でございます。本年度返済予定額は747万6,000円でございます。

続きまして、要旨明細2についてご答弁させていただきます。奨学金の返還支援制度とは、日本学生支援機構の地方創生枠として設定された奨学金を貸与しているものに限定されております。地方公共団体で地域内の居住、就職等を条件、UIJの促進を目的とされているみたいですが、に対して利子分や貸付金の一部を特別交付税を財源に減免する仕組みとなっております。

令和2年の6月4日付内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から県を通しまして奨学金返還制度についての調査がございました。その結果、埼玉県内では一定の定住条件の下、6市町で制度がありました。3市町では奨学金利子補填の内容でございます。2市町では、年間返済の2分の1以内とか定額の設定で上限を設けて免除するものでございました。1町では、5年間の定住条件で返済が完了した者に対して、別の制度として人材定住報奨金というものを支払っているような状況でございました。

当町における奨学金制度につきましては、既に返済金については無利子の制度となっております。また、就農促進を目的として埼玉県農業大学校に在学する学生に対する奨学金は、給与を行っております。財源につきましては、返還金を資源として安定的な奨学金制度の運用を実施しております。

昨年の返済状況では、一括返済が5名、繰上げ返済が3名と、近年まとめて返済される方が多くなっております。昨年度末で滞納者もございません。

また、UIJの目的、そちらUIJの促進の観点からは、横瀬町につきましては定住就職促進奨励金交付要綱というものを設けておりまして、対象者や事業所に奨励金として支援をしている別の制度がございます。

奨学金返還制度は、全国的に見てみますと東北、北陸、山陰、四国、九州といった関東・関西地方でも都心部から大分離れているところでの地域の利用が多いように思われます。以上の観点から、現段階ではこの返還制度の運用は、横瀬町としては不要と考えておりますが、今後の動向に注意は払っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。現在町で行われているものは無利子ということで、本当にありがたいと思います。今回この奨学金返還制度、今まで地方自治体では10分の5負担がありまし

たけれども、法改正で10分の10の交付税ということでできるようになりましたけれども、横瀬町としては今後検討ということで、本当にもしそのような制度ができるようになればと思います。一応今回奨学金の現状をお聞きしましたけれども、やっぱり数的にはまだまだもう少し借りられる人が増えたらいいかなと思いますので、そのところの活用をもっと周知できたらと思いますので、そこをどうお考えなのか、お聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。  
教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 再質問に対して答弁させていただきます。

周知の方法につきましては、先ほどホームページ、広報等という答弁をしておりますが、今後SNS等様々な媒体を使いまして、広報につきましては一応していきたいと考えております。ただ、奨学金という制度上、学校の入学手続、そこが決まらないと、利用者のほうも募集が出てこないということがございますので、そのタイミングを見計らった関係で様々な媒体を使ってやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。これは本当に町の人材確保も大事なことで、本当に今後の少子化の対策にもつながると思いますので、この奨学金の制度について町長のお考えも伺いたいと行いますので、お願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

当町における奨学金制度は、よく機能していると思っています。これ2つの観点で、1つは長い期間にわたり安定的に運用されているということ。数はそれほど多くないのかもしれませんが、毎年安定して新規の借入れ申込みがあって、卒業した人が出ていくといういいサイクルが続いています。私はもともとお金を貸す仕事をしていたものですから、余計思うのですけれども、この奨学金制度の内容を見たときに、滞納者が少ないということは大変びっくりしました。びっくりするレベルでこうした制度にあっては、うちの町の奨学金制度は滞納率がとても低いです。これはやっぱり横瀬町の人はずばらしいなということだったり、横瀬町は安定して運営されているなということだったり、そんなことを感じたのを覚えています。

議員ご指摘のとおり、これをやっぱり知っていただくってとても大事です。知らないから使えなかったという状況をなくしていきたいですし、制度としてより使っていただきやすい形をつくっていくということは大変大事だと思いますので、その辺はしっかりと町として取り組んでまいりたいなというふうに思います。

○若林想一郎議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○若林想一郎議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問1として、まちなか再生支援事業についてお聞きいたします。平成30年のまちなか再生支援事業によりまちなかづくりが提案されています。横瀬町らしい人との交わり、対流を生み出す来街者の居場所、来街者とは来る街の者と書きますが、市場調査などの業者用語のようです。来街者の居場所を創出とあります。来街者イコール来訪者イコール観光客なのでしょうか。

基本方針に来街者の居場所、住民を含めたコミュニティ創出とありますが、来街者の居場所との定義とは何を指すのでしょうか。来訪者の居場所とは何だろうか。無料の場合、収益は発生するのか、お聞きいたします。

成果報告として、兎沢町有地については、横瀬町の象徴的な施設、公園とすることを目指し、来街者の居場所、住民を含めたコミュニティ創出などの目的のため、1階が賃貸住宅兼活動拠点、10世帯程度、2階が宿泊兼教育交流施設、10ないし15組程度を秩父産の木造にて造ることを町に提案するとあります。私は、兎沢町有地に幼児教育施設の誘致を提案します。幼児教育関係者からも、駅周辺に幼児教育の施設を考えてほしいと以前言われています。国道299号線または横瀬駅を利用し、飯能方面へ多くの方が通っています。この場所にこども園等の施設があったら、秩父の多くの保護者が助かるだろうとのことでした。

以前議会でも視察した栃木県佐野市の認定こども園あかみ幼稚園ですが、道路拡幅の機会に広い敷地が確保できる場に移転したとのことで、園庭も広く、緑豊かな環境にありました。あかみ園では、行政との協働で実現した学童保育の取組もされ、また音楽、体育、サッカー教室など、課外活動も行っています。子育てママカフェもあり、仕事も発生しています。まちなか再生支援事業成果報告には、子育て世代の集まる場所がない、子供の遊び場がない、多種目のスポーツを学ぶ場がないなどがありますが、そのニーズにまさに合致する内容になっています。現在作成されているマスタープランには、兎沢町有地が都市公園設置検討地となっています。3175号線周辺は住宅地利用検討地とあります。駅南側のこの場所でも賃貸住宅や公園を計画し、魅力ある宅地開発が可能と考えられます。マスタープランは2040年までの計画期間です。20年後を見据えての提案ですが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2として、景観整備についてお聞きします。現在の公園などの維持整備費用ですが、増額の予算措置が取れないでしょうか。関係人口を多くしたい観光地として景観形成に重点を置いてほしいと思います。山の花道は、ツツジの花つきがよくないと感じました。剪定が必要かと思います。アジサイが美しい農村公園も暗く湿った感じで、せっかくのローラー滑り台も有効に活用されていないと感じています。旧役場庁舎前の記念碑のある場所も鬱蒼としています。シラヤマ公園の駐車場の植栽、町民会館から横瀬小学校へ上がる階段付近も整備されていないと感じています。武甲山山頂のトイレもひどい話を先日聞きました。また、先日は武甲山表参道の不法投棄物について、町の方から指摘されました。この件はすぐに解決していただき、担当課の方に大変感謝しています。国道299号沿線など山林の管理がされていな

いのでしょうか、暗さを感じています。道路付近で大きくなったまま放置されている木立などは、森林環境譲与税など活用し、整備できないのでしょうか。また、花咲山、棚田もパイプでの整備でした。田舎の景観になじむのか疑問です。自然景観を考慮した計画にしてほしいと考えます。

先日、地域活性化セミナーでお話を聞きました。マーケティングプロセスとして最初のアクションについては、町長の政策で大成功していると私は感じています。しかしながら、私はお客様が最後のアクションで町に来ていただいたときにがっかりしてほしくないのです。以前から宮原議員も質問していますが、また今日も黒澤議員が質問しました、トイレ清掃や景観整備にお金をかける時代になったとの意識改革が必要と感じています。それも仕事を生み出すことだと考えていますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、役場組織変更についてお聞きします。3月議会で役場組織変更を考えているとのことでした。どのような形になるのか、町長に方向性をお聞きします。ここ20年ぐらいの間に各課の名前の変更がありました。健康づくり課といきいき町民課が私はいまだによく分かりません。コロナ関連は子育て支援課です。まち経営課も私は計画課と勘違いしていました。各課の仕事については、時代に合ったチャレンジする大胆な変更でもよいと思いますが、課名については町民、他町村の人、誰でも分かるシンプルなものにしてほしいと考えています。

また、地方自治体は住民の福祉向上のための政策を主とするものです。国、県の諸施策の情報を的確に把握し、歳入確保のための企画部門の充実が必要であると考えますが、私は町の活性化事業は役場が主体で行うのではないと考えています。民間の活力を誘導し、育成し、最大限に育てるインフラを整備することだと思っています。組織改革の中でどうお考えでしょうか、お聞きします。

また、組織の主役である職員ですが、私の実感としては、同じ事務分掌は3ないし4年で十分だと感じています。他の職場を経験した人材の採用が多くなっていきます。福祉的な分野に女性が偏っているなども感じています。職員にはより多くの仕事を経験し、成長し、住民福祉の向上に寄与していただきたいと考えています。人事異動、昇級昇格などどうでしょうか。職員のモチベーションの上がる組織編成を期待しています。町長はどうお考えでしょうか、お聞きします。

平成22年に代表監査委員さんが、将来を担う若い世代が町をどうするか選択を練ったらどうかと言われました。そして、その上の世代がそれらの考えを吸い上げる訓練をする。企業は新しいものを見つけるとき、芽が育ったと思うのは10年かかると言われました。それから10年経過しています。若い世代が活躍できる組織改革を望んでいますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 質問1、まちなか再生支援事業についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 質問事項1について答弁させていただきます。

(1)の来街者の居場所の定義についてですが、第6次横瀬町総合振興計画の5の柱「賑わいづくり中心地づくり」を実現するための町民の方々と観光や仕事などで町を訪れる方々などが新たな関係性を生み出せる交流の場所であると考えます。現在まちなか再生支援事業の取組の一つとして、住民と来街者の新た

な関係性、交流をつくるため、町の中心地にあるJAちちぶ横瀬支店の旧農産物直売所をエリア898として利活用し、来街者の居場所として活用しております。

また、旧給食センター跡地に整備している新商品開発施設兼販売所や本年度に機能を本店に集約するJAちちぶ横瀬支店の建物について、町のにぎわいづくりの居場所として利活用できる事業を進めております。今後これらの施設を効果的に活用し、町民と来街者の交流の場、居場所としてにぎわいづくりの中心地となるよう、また将来的には収益が発生するよう事業展開していきたいと考えております。

続いて、(2)の兎沢町有地に幼児教育施設の誘致ができないかについてでございますが、兎沢町有地につきましては、まちなか再生支援事業の中で目指す横瀬駅を拠点とする人のにぎわいづくりの観点から、横瀬駅を拠点として町内外の人の流れをつくり、コミュニティを創出する可能性のある場所であると考えます。

これまで町有地の利活用について、庁内で何度か協議を行った経緯がありますが、町有地までの進入路がない、また町有地だけでは形状的・面積的に活用が難しく、町有地に隣接する土地を活用するためには、土地所有者との調整が必要など、解決が難しい課題があることから、利活用の方向性が決まっていない状況でありました。しかしながら、横瀬町の中心地にあり、利用価値の可能性のある町の貴重な財産でありますので、利活用を検討する必要があるかと考えます。

今年4月に町の土地利用の今後について協議を行い、兎沢町有地の土地利用について課横断的に調整しながら継続して協議を行うことといたしました。

今後町有地に隣接する周辺土地の情報を整理するとともに、まちなか再生支援事業で提案のあったまちづくりプランや大野議員ご提案の幼児教育施設の誘致を含め、財政的な費用部分も考えながら、実現可能な利活用の方向性、方針を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。交流の場というふうなことで、地域以外の方の意見を聞いていただくのは本当にとってもいいと思うのですがけれども、私も先日、横瀬町地域活性化セミナーの観光振興について考えるというセミナーを聞いてきました。結局副題は、観光で稼ぐとはどういうことかなのです。結局人に来ていただく、交流人口を増やしたい、関係人口を増やしたいという言葉の裏には、来ていただいて地域にお金を落としていただきたいということが前提にあるのではないかなと。遊びに来てごみだけ置いていってもらうのでは困るわけなので、そういうことが観光で稼ぐとか、地域に来ていただくというのは、お金をそこに落としていただいて地域を活性化するということが目的なのだと私は思っているのです。

だから、そのときに将来的には収益になると言いますがけれども、私たちが、例えば今銀行なのでしょうけれども、事業を行うときに、この事業は何年でペイできるかと、何年で収益が発生するのか、そういう計画的なものがないとお金は投資できないと思います。ですので、そこら辺のところをちょっとどのように考えているのかなということを教えていただきたいと思います。

それから、兎沢に幼児教育施設をとということも、本当に突然このような突飛もないことをというふう

おっしゃられるかもしれませんが、実際問題として横瀬町は管外保育をかなりされて、外に行っている子供たちも多いのですけれども、それを逆に横瀬町のそういう施設に他町村から呼び込むことができれば、それもまた町の活性化にもなるし、ひいては人口の増にもつながると私は思っています。

それで、4月に課を横断で話し合ったと答弁いただきましたけれども、この件についてはもうかなり前からずっと提案して、提案というのですか、議題になっていて、地権者の方はおおむね貸してもいいというのですか、感触は良好であるということを前に聞いたことがあります。ですから、また改めていって、改めて改めて何年かたつとどうですか、どうですかというふうな、これがちょっと長くなっておりますので、そこら辺のところをちょっと教えてください。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、観光で稼ぐとはいうのですね、これは一義的には観光で稼ぐというのは、経済効果を期待するものであります。だから、観光客の方に来ていただいて、地域に経済的にお金を使っていただいて落とさせていただくというのが一義的な効果かなというふうには思います。落とさせていただくのは、この場合想定するのはお金なのですけれども、もう少し私はちょっと広くてというか、例えばアイデアを落として帰っていただくでもいいかなと思ったり、それから人間関係ができてきた先に収益になることがあったり、だから短期的にそのお金を使っていただくということがもちろん中心なのですが、もう少し行政運営としては幅広に捉えたいなというふうに思っています。人が繰り返し訪れてくれることで、その人が新しいアイデアを持ってきてくれることもあるし、あるいは町を好きになって定住してくれることもあるし、いろんな発展性があるので、そこは幅広に考えていきたいです。

これは、だから横瀬町の状況がこういう状況だから大事なのだと思っているのですけれども、人口減少が進んでいるからこそ、ここが大事です。人口減少が進んでいなければ、こんなに余計なことを考えなくて、ストレートに観光でお金を落とさせていただける人でいいのですが、横瀬町は人口減少が進んでいるので、移住促進もしていきたいですし、ファンの拡大も図っていきたいですし、いろんな人に関わってほしいと思っていますので、そういった面の下地をつくっていくというのも、これは広義の横瀬町にとってのメリットなのかなというふうに思っていますので、そこがいい循環をつくっていききたいなというふうに思っています。そういうふうに考えています。

それで、幼児教育施設の件は、大野議員の問題意識は大変によく分かります。今横瀬町は保育所はしばらく維持しますという決断をしたわけなのですけれども、子育て支援は大切な町の行政課題でもあり、町が移住促進でうたっているのも「いの一番」は待機児童がいませんということであったりします。この部分は足りないところがあればつくっていききたいと思ったり、それが町の対外的にアピール、魅力になったらそれはすばらしいなというふうに思いますので、横瀬駅を中心としたまちなかづくりという中で、その財政的制約はもちろんあるので、できるかどうかはまだここでははっきりと申し上げられないのですが、当然メニューの一つとしては考えていけないといけないことかなというふうに私は思っています。これ2

つ目です。

3つ目の兎沢なのですけれども、兎沢はおっしゃるとおりで、ちょっと検討、時間がかかりました。これはやっぱりやり出してみると、いろんな障害が、ハードルがありまして、これはとりわけその進入路をどう造るかというところが課題。それから、高さをどうするかというところがあったり、要は何をやるにしても、やっぱりかなりお金がかかってしまうということです。そこを乗り越えて造っていかなければいけないというところは、小さい町のお財布事情からすると、そんなに簡単ではない部分もあります。しかしながら、そういう中で小学校がこれである程度小学校のお金の面にかかる金額が大体見えてきたという状況にあって、少し踏み込んでもやっていける状況にもなってきたというふうに自分は理解をしています。今度は今始めていますが、これも課横断でプロジェクトチームで始めているのですけれども、まずは再度その地権者さんとのところの確認、地権者はどなたがいらっしゃるって、進入路を造るためにはどなたが関係してという部分だったり、あるいはあそこは河川改良をしていますので、その絡みで少し中途半端になっている部分もありますので、その辺の整理から入っていくということを今やり始めています。

いずれにせよ、これに関しては非常に可能性のある場所だと思っていますので、しっかり皆で議論して、あるいはいろんな情報を集めて方向性を出していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。地域が主ではない、第一義的なものではないといって、繰り返し訪れてくださるというそのファンを拡大したいというそのお考えは、私もとても理解しています。

ただ、私たちが例えば東京に行ったときに、休憩する場所も全部お金がかかるのです。お水を下さいと言っても、ただでくれません。だから、そういう冷たい社会がいいとかではなくて、休む場所とか、その場所には普通大体お金は発生するのになというのを私は疑問に思っていますので、私たちが東京に行ったときは、お茶を飲むのでもお金がかかりますので、そここのところの考え方というのがどうなのかなと。居場所って、私が旅行に行って、そこに居場所が必要なのかなとちょっと私が疑問に思ったので、そここのところを考えは理解しているのですけれども、ただで使える場所があるという、必要だというものについては、ちょっと疑問に私は感じています。それが何年後に確実に利益になるというものが見えればいいのですけれども、なかなか結構利用するものを利用するだけでという方も多くいらっしゃるの、そここのところを私はちょっと心配しているので、うまくいけばいいなということを考えが、町長のお考えがうまくいけばいいなということを危惧しておりますので、そここのところ必ず大丈夫ですよということをお聞きしたいということが1点と。

あと、こども園ですが、私はこれは20年後を目指した長期的な考えの中の一つに入れてくださいということをお願いしています。それで、中心地というのをこれから持続可能な地域にするには、やっぱり中心地、コンパクトシティみたいな形にしなければいけないので、ぜひともそここのところをお願いいたします。ハードルがいろいろ大変だというお話ですけれども、チャレンジ精神のある町長ですので、高さについても埋立てについても、姿のところはすごくきれいに段があって整備されていますので、あのような形で整理していただければ、とてもいい場所になると思うので、取りあえず私は埋立てをしていただいたらど

うでしょうか。地権者との話し合いを進めて、埋立てを始めたかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 ただいまのご質問について、当時まちなか再生支援事業に関わった者として、まずちょっと私のほうから補足のほう、事実関係の補足をさせていただきます。

この中で来街者の居場所というふうな言い回しを使っているわけなのですが、これ当時の事情としては、よこらば等を通じていろんな方が町に来て関わりを持とうとしたあるいは半分観光のような形で、あるいは仕事のような形で町に訪れてくださる方が、取りあえずいる場所が非常に駅の周辺に少なかったということなのです。こういった場所があると、もっともっといろいろなものが生まれる、その先には議員ご指摘の収益を生むような方向性もあるのかもしれませんが、そういった町を訪れてくれる方の、まさに文字どおりいる場所というのが、やはりそうはいつでも不足しているのではないかという問題意識から、この言葉を使って議論を始めました。

その結果、エリア898というものができたということでございまして、これを何か収益に結びつけていこうというよりは、その手前の最初のステップとして、こういったものが交流の場としてきっかけとしてできたというふうな文脈かなというふうに思います。

今後、今例えば旧給食センター跡地の開発拠点という動きあるいはその周辺をそれに合わせて整備をしていこうあるいは何か仕掛けていこうという動きは、議員ご指摘のその後町にどうやったらお金を落としてもらえるのかと。では、何に落としてもらおうのだと。そういう商品を開発していくような取組を町民の人たちと一緒にやろうではないかというふうな取組、その他がこれから始まっていくという中でのこの来街者の居場所が最初のスタートであったというふうな文脈で読んでいただけるといいかなというふうに感じております。

申し訳ございません。当時のこの言葉の言い回しがややちょっと外部の学者さんたちも含めた書き方になっておりましたので、こういうちょっと見慣れない言い方になっているということでございます。目指す方向は今ご指摘のところと私は一緒なのではないかなというふうに思っておりますので、その旨当時の担当者としてご説明させていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、ただの場所に関してどうかということですが、これは、ただ単にただの場所は駄目だと思います。私はもしその来街者の居場所としてただの場所があるのだとすると、必ず必要なことがあって、それはそのただである意味と意義と狙いがあって初めてただでいいかなというふうに思っています。これが一つ。

それと、状況としては今まちなかづくりをやっています。これはなかなか難易度が高くて、町なかがない町に町なかをつくらなければいけないのです。これは多分自然体ではできません。横瀬町は我々が何も



しないと駅前がにぎやかになる町ではないので、にぎやかに自然体でならない町に中心地をつくるという難しさがあります。そのために外から来た方たちを長くとどめておく空間、また来たいと思わせる空間が必要です。

これは効果としては多分2つ期待していて、1つは呼び水効果ですね。もう一つが、いわゆるレバレッジ効果というこの効果です。という狙いがあるって、例えば898はただにしています。だから、全部が全部これでいいというわけではなくて、今の横瀬町の状況を考えると、まちなかづくりのゼロから1をつくる段階でこれが必要というふうにご理解いただければいいかなというふうに思います。

それと、コンパクトシティは大野議員おっしゃるとおりでして、まさに目指すところです。横瀬町の本当に強みだと思うのですけれども、小さい町ですけれども、小さいなりにコンパクトに機能が駅周辺に一応集積しているというのが非常に強いところですので、この強みは今後もしっかり生かしていきたいなというふうに思います。

それと、埋立てに関しましては、できるだけ前倒しにとは思っていますが、そうはいつでも大きな方向性、何をやるのかというのができたところで、できるだけ早く手がけていきたいなというふうに思っています。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 答弁漏れは特にありませんか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、景観整備についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 要旨明細（1）での旧役場庁舎前の記念碑にある場所の維持管理についてでございますけれども、旧役場庁舎前の記念碑「村造林功労者顕彰碑」周辺の町有地につきましては、現状を確認しながら定期的に草刈り等を実施している状況でございます。今後も定期的な草刈り等を実施し、環境整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 引き続き、私からはウオーターパークシラヤマ駐車場の植栽について答弁させていただきます。

毎年公園内、駐車場を含めてですが、定期的に草刈りや剪定作業をシルバー人材センターに委託し、管理をしております。今後も引き続き適切な管理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、要旨明細（1）の中の町民会館から小学校へ上がる階段付近の手入れについて答弁をさせていただきます。

教育委員会事務局からの視点ですと、該当の場所は通学路として認定をされております。児童が安全に通学できるよう、現在の状況では建設課のご協力をいただいた中で除草作業等整備を実施している状況でございます。今後も樹木の成長等ございますので、児童の通学等の安全を阻害するようなことがないように整備を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは要旨明細（１）について振興課から答弁させていただきます。

振興課が所管する施設としましては、芦ヶ久保の山の花道や農村公園、花咲山公園などがございます。このうち山の花道や農村公園は、整備後20年以上が経過しておりまして、この間維持管理をしてまいりました。その維持管理する中で、山の花道のミヤマキリシマツツジであるとか、あるいは農村公園のアジサイなど、そこに植栽や自生している花木の生育状況などを把握して、草刈りや剪定など定期的に管理をしてまいってきております。

議員のお話のように、植栽や自生している花木のうち、ちょっと元気のないような花木も散見されますので、今後も引き続いて生育状況を把握しながら適切に管理していきたいというふうに考えております。

そして、続きまして要旨明細（２）について答弁をさせていただきたいと思います。議員お話のように、道路付近の支障木等の伐採等については、森林整備に資するような目的であれば、森林環境譲与税の活用が可能ではないかなというふうに思います。全国的に似たような活用事例も見受けられますので、詳細な制度内容などについて今後情報収集をしてみたいなというふうに考えております。

続きまして、要旨明細（３）について答弁をさせていただきます。まず、花咲山公園での藤棚として単管パイプを組んで棚の整備をいたしております。これは設置場所が斜面でございまして、既成の藤棚ですと施工が難しいというようなこともありまして、斜面で施工する上で微調整ができて強固な素材であるということで、単管パイプを組んでの藤棚の整備ということで聞いております。

とはいうものの、議員お話のように、花咲山公園の美しい景観の中で藤も年々成長して、徐々にではありますけれども、棚も目立たなくなるのかなというふうなところもありますが、かといってどこまで景観になじんでいくのかということについてもどうかなというふうな思いもあります。花咲山公園が今後美しさを増す中で、その景観になじむようにどんなことができるのかできないのかということも、まずは調査していきたいというふうに考えております。

また、令和２年度に寺坂棚田の遊歩道の整備に合わせまして、主にイベント開催時に設置する予定の防護柵、これはステンレス製でございますけれども、設置をさせていただきました。これは当初常設の木製の防護柵を予定をしておりましたが、寺坂棚田を管理していただいている寺坂棚田保存会の方々から、自然景観上常設はどうかかなというふうなご意見をいただいたことから、収納式の防護柵に決定した経緯がございます。このことから今後の運用としては景観に配慮して、イベント開催時のみの防護柵を設置して、通常時は収納しておくというような予定となっております。

横瀬町の観光では、自然景観というものは非常に重要な要素でございますので、今後も引き続き施設の整備や維持管理に当たっては、自然景観に配慮して取り組んでまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 いろいろとありがとうございました。今私がぽんぽんぽんと聞いたことの中で、景観の整備についてももう既に4つの課が関係しています。そういうので、事務改善的というのですか、一つのものに対してその一つ見える化して、そこのところにどこの課の一つに頼めば効率的にできるのではないかとということもありますので、そこの点を1点お聞きします。

それから、私は維持管理費の予算増額で意識改革が必要とお聞きしました。予算増額はするのだ。例えばトイレも従前どおり地域の方から頼まれたから造ったので、そのときの約束を何十年か前の約束だから、掃除してくださいねというその何十年か前の口約束が生きているような状態ではなくて、意識を改革して観光地できれいな町にするのだということであれば、予算増額がどうですかという質問ですので、それをお願いします。

それから、自然景観を考慮した計画にということをお聞きしているのですけれども、ちょっと話は違うのですけれども、どうも何というのですか、旧給食センターの関係も視察に行きましたら、もう、すぐ多くの議員がインターロッキングにしたほうがいいねと。塀の周りにはちょっと木を植えたほうがいいねと。芝生のところにはちょっと緑陰が必要ですよと。だから、そこまで、私は町長が去年の9月議会なのですけれども、町なかから、ウオーターパークから、棚田から、そこを結んで横瀬町がきれいに見えるような、あるいは訪れた人に満足してもらえような形での整備をしていきたいとおっしゃったのです。そうすると、私はあれが全て完成形ではないのではないかなとすぐ思ったのですけれども、言葉で聞いた限りでは。ですから、その完成形の予算を出していただかないと、我々議会として予算を審議する場合にちょっと違うのではないかなと。これからまた再整備が必要だとなると、また例えば4,000万円ですみますよ。しかし、再整備が必要だと、最終的には5,000万円かかったということになると、予算審議で私は4,000万円ならオーケーだけれども、5,000万円かかるのならどうかというふうなこともありますので、その自然景観を考慮したお願いしている中で最終形で予算を出していただきたいと思っているのですけれども、そこのところを、すみません、ちょっと関係ないとんだ質問なのですけれども、3点お願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、3点私のほうから答弁させていただきます。

1つ目のご質問、4つの課がということと、それから予算のところは一緒にお答えしたいと思うのですけれども、これ次の3つ目の質問で組織変更の話をさせていただく予定です。ここ問題意識としては大変持っています。今景観づくり、環境づくりというのは、私たちがやっている7つの柱のうちの1本独立柱になっています。振興計画の6本目の柱です。それにしても4つの課が集まらないとできないというのは、議員ご指摘の自分の問題意識と重なります。それもあるので、ワンストップでこれに当たる課、景観

づくりと環境づくりを課の命題としてやっていくというのですか、というところ、課なのか室なのかあれですが、という体制にしたいなというふうに考えています。

ですから、環境課みたいな、まだみたいなとしか言えないのですが、編成にして、景観づくりと環境づくりをその課が目指す大きなテーマの一つとしてやっていくというような体制づくりをしたいというふうに今は考えています。

これができる、今の1番目のところと、それから予算のところはお答えできる形になろうかなというふうに思います。

それと、3つ目の旧給食センター跡地は、おっしゃるとおりだと思います。これはなかなか難しかったのが、まず給食センターを壊さねばならないという命題が1つあって、それを非常に短期間の、コロナの地方創生臨時交付金を使ってやるという非常に短い中での検討でしたので、造るものは最小限ということであの時間の中で決めました。なので、これディズニールランドではないですけども、ちょっと段階論でやっていきたいというふうに、去年の時点で決めました。さはさりながら小さいなものを造るのですが、小さいなものでもちゃんと機能するように、曲がりなりにもそこが場所としては人が寄っていただくようにというところまではやります。

あとは倉庫がまだ残ってまして、防災倉庫が1棟残っているのです。あれも倉庫の立地としては川に近いしどうかというのがありますので、いずれ分散させることを考えているのですが、まだその場所の確保ができていなくて、あの場所をどうするかも含めて、今造っている場所を広げてあの整備は次の段階ではやらなくてはなというふうに思っています。そこは時間制約と予算制約とか補助金の制約等があって、段階的にならざるを得なかったというところをご理解いただきたいなというふうに思います。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。ないですね。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、役場組織変更についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、3つ目の組織変更については、私のほうから答弁をさせていただきます。

今期組織変更を検討しています。組織変更は、やはり一定の負担がかかるものでありますが、変化の激しい時代にあって、町の状況、課題は刻々と変化をしているわけですので、その時点で町民の皆さんに一番サービスを提供しやすい形、一番いい行政サービスが届けられる形に体制、フォーメーションというのですか、を整えると。これを検討し続けるということですね、は非常に重要かなというふうに理解をしています。

そうした観点で今年度は組織の再編を検討しているのですが、ただし今期は特殊事情もありまして、コロナ禍でワクチン接種が喫緊の行政課題で、ここにかかなりの人的負担がかかるということが分かってまいりましたので、その辺勘案しながら職員の負担を見ながらできる再編をやっていきたいなというふうに考えています。

具体的に今考えていますのは幾つかありまして、まず1つは、これはもうほぼやるというやつなのですが、1階の入って右側の3課、福祉系の3課、いきいき町民、子育て支援、健康づくり課の再編は実施を

する予定です。今のこの3課の編成は、平成28年の4月につくった編成です。当時は、いきいき町民課と健康づくり課という2課体制でした。2課体制だったのですけれども、健康づくり課がとても大きい課で、業務内容が多過ぎたということが1つ。もう一つが町の戦略分野で子育てを戦力集中できる部署を単独につくりたかったので、今の3課編成に編成し直しました。これはバランス的には2課編成よりもよくなったと思いますし、何より子育て支援のところで切れ目ない子育て支援も打ち出せたと思いますし、横瀬町は子育てに力を入れている町というイメージの定着にも役に立ったというふうに思います。人口減少が進む中で実際出生数の減少抑制や合計特殊出生率の向上等もありましたので、これも好ましい状況だったなと。

ということで、前回の再編には一定の成果があったものというふうに理解をしています。しかしながら、また状況が刻々と変わってきておりまして、とりわけここに来て多世代型の地域包括センターみたいなものに象徴されるように、近年より福祉分野のニーズが多様化と多面化してきているという状況があります。こういう状況に対してより柔軟に多様な切り口で、かつここが大事なのですけれども、隙間のない、だから子育てだけとか、高齢者だけではなくて、隙間のない福祉サービスを提供できる体制にするということが1つ。

それと、住民の課題も複雑化してきている中で、住民の窓口、相談しやすい体制をつくりたいということが2つ目かな。これらを主眼に、今の3課体制の業務内容を再度よく吟味して、再編成することを検討しています。これは順当であれば9月に恐らく条例のところで上げさせていただくことを今想定して準備を進めています。しかしながら、その子育て支援というのは、町にとっては引き続き非常に重要なので、何がしかその子育て支援というところは見える形で残したい。残した上で、3課の形も残して編成替えをしたいというふうに考えています。課の名前もそこで再検討させていただきたいというふうに思います。これが1つ。

もう一つは、まだそこまで詰まってはいないのですが、先ほど申し上げた環境分野であります。近年環境整備の重要性がそもそも高まっているということ、我が町の第6次総合振興計画では、6の柱として単独柱でその景観づくり、環境づくりを挙げているということ、SDGsの環境も出てきていること等々もあって、現在でいきますと関連する部署としては振興課にある環境部門、それから建設課にある下水道と浄化槽部門、ここの辺を環境部門を改めてくり出すということを軸に、今一番いい形はどうあるべきかを内部で議論をしているところです。これは冒頭のところの職員負担で今期できるかどうかというところがややあるのですけれども、検討をしています。

それと、さらにまだ議論の入り口というところでいきますと、今年度はデジタル庁が新設されます。我が町も副町長がCDOということで、新しい役割を担ってもらったわけなのですけれども、こういうことに対応していく体制。具体的には、ICT対応だったり、あるいはデジタル化だったりというところの受皿というのですか、は組織的に考えていく必要があるかなというふうに思っています。ここはまだ今期中に組織に落とすということはないのですが、まだ問題意識として持って、これから先検討していくという想定であります。

あと、お話の中で、町の活性化に関してというところで、議員のご指摘いただいた民間活力が主体であるべきというところは、私も賛同いたします。民間活力を誘導し、育てるインフラをまず整えていくこと、

これが非常にそこが大事です。この場合のインフラというのは、ハードのインフラもあれば、ソフトのインフラもあるというふうに自分は理解しています。先ほど申し上げましたとおり、横瀬町は自然体であって民間活力が導入できる町ではないので、そこは意識して力を入れていく必要があろうかなというふうに理解をしています。この部分は今横瀬町のステージにとってとても大事なかなと思います。

それと、職員の異動・昇格についてなのですが、これは当然皆がやる気になるとか、モチベーションが上がる形になっているということが必要であろうというふうに理解をしています。そのために重要なことというのは、まず大前提として公平性と客観性であります。公平であること、客観性があることというのが非常に重要。それから、次に本人の納得感。横瀬町役場においては、異動した職員、それから新しいポジションに就いた職員には、私から直接なぜ異動したのかあるいは昇格したのか、何を期待するのかを全員に直接話をしています。その前段階として、年に2回町長面談というのをやっています、その場で必ず異動希望は全員に聞いています。あと、キャリアプランも聞きます。異動については、その部分は考慮した上で異動の組合せを考えていきます。当然その100%職員の希望に応えられるということではないのですけれども、少なくとも全く希望していないとかということとはとてもケースとしては少ないかなというふうに理解をしています。

ということと、この異動の組立てというあるいは昇格のところはなかなか難しく、今の組織にとって一番力が発揮できる形をつくるということが前提なのですが、組織の将来も考えないといけないし、加えてその個人の今にとって一番いい形と個人の将来にとっていい形というのも考える必要がありまして、そこを組み合わせ考えて組み立てるということ意識してやっております。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。町民に一番のサービスを届けられるようにしたいということで、大変理解いたします。また、チャレンジする町長ですので、そこら辺についても予算書自体がもうちょっと古いなと私は思っていますので、そこら辺のところもその革新的なチャレンジをしていただきたいと思います。

それで、一旦隙間のないことをお願いしたいということと、あと職員のモチベーション向上のところの関係なのですけれども、私は町長がよく職員と話をしているというふうにおっしゃっているのですけれども、例えば適材適所とってしまったら、そこで職員の動きがなくなってしまうので、どんな仕事もできるのが公務員の資質であり、そのように育てるのが管理職だと思っておりますので、そこら辺のことをお願いしておきます。

それから、職員教育として横瀬町の全容、町有施設だとか武甲山など現場を見ることも意識して教育していただきたいなというふうに思っています。それで、今年によこぜ広報なのですけれども、町長のちょこっと一言で、これが俗に言うお役所仕事になりがちですというふうなことが書いてあるのですけれども、これは私もぜひお願いしたいのですけれども、例えばここのところ私がちよっと気になったのが、今年宮原議員から質問したパートナーシップ証明制度なのですけれども、それらについてもちよっと前に進めばチャレンジする町長ですので、これを実質問題としてあまり政策には関係ないとしても、意識的に大分変

わかりますので、そういうところもちょっと前に進んでいただく。隙間のないところをやっていただきたいし、ここのところ副町長にもお願いして、振興課にもお願いした特定外来生物のオオキンケイギクということをいろいろとお聞きしました。ここで、ただ根から取らなければいけない。しかも、ごみ袋にちゃんと入れて焼却しなければいけないというふうなところなのですけれども、これを特定外来生物でいけないのですよというパンフレットを作るだけというのが、私は公務員仕事なのかなというふうに思っています。これをこういうふうに皆さんに周知するのだとしたら、どのようにすればできるのかということも考えていただくのがお役所仕事ではないと思っていますので、そこのところをお聞きします。

それから、デジタル庁というふうなこともお言葉もありましたが、先ほど町長は一般質問の答弁で、町民を巻き込むことが大事というふうにおっしゃっていました。スマホだけではやっぱり横瀬町の町民を巻き込むことはできません。今回のコロナの情報も、向井議員の一般質問で分かることがいっぱいありました。それらの情報が分かっていたら、横瀬町には防災無線というとてもすばらしいものがあります。そこで一言町民の皆様は今現在こういう状況ですよということをお知らせすることが、町民を巻き込むことだと思っているのですけれども、そこら辺町長どうお考えでしょうか、お聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、幾つかご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まずは、隙間のないものは作っていききたいなというふうに思います。その隙間をなくすためには、やっぱり今回の課の再編でいけば、なんでも窓口みたいな窓口がまず必要です。どこに相談していいかわからないという町民の方がいらっしゃるので、そこは意識して体制づくりしていききたいなというふうに思います。

それから、職員のモチベーション向上のために、おっしゃるとおりで、その希望するところだけということではなくて、どこに行ったらその人も成長できるかとか、そういったところも配慮してやっていききたいなというふうに思っています。

それと、お役所仕事にならないようにということで、具体的に出していただいたパートナーシップ制度あるいはパートナーシップ宣言というものは、今庁内で情報収集に努めているところでして、できれば今期中に形にしたいなという目標を持って今進めております。お役所仕事にならないようにしていきたいと思えます。

それから、発信のところもおっしゃるとおりで、スマホだけでは足りません。防災無線とかいろんなことを使って町民の方々に伝わるように工夫をしてまいりたいなというふうに思います。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問は。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。再々質問ですけれども、先ほど町長がおっしゃった相談しやすいことが大事ということは、とても大切だと思いますので、それをよろしく願いいたします。

私、「ガバナンス」という本を取っているのですけれども、この6月号に熱海の市長さんのインタビュー

一がありまして、プロの公務員になるためには、数字と歴史をきちんと説明できることが必要というふうなことが書いてありました。そして、職員は40年近く勤めます。しかし、市長は替わっていくということが多いと思います。ですから、長の役割というのは職員の能力を生かすマネジメントで、長が全部決めてはいけないと思っているというふうに書いてありました。

私は町長さんにはチャレンジしていただきたいと思って、やってみなはれという気持ちでいますが、町長も町長の考えとちょっと違うところがあっても、職員にやってみなさいというふうに言うことも大切だと思っておりますので、一言申し上げて私の質問をおしまいいたします。

○若林想一郎議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○若林想一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○若林想一郎議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、災害時における要配慮者への支援について伺うものであります。6月に入りまして、梅雨入りだねと思うのは昔の話でありまして、昨今では梅雨前線に台風が重なった異常気象による大規模災害が心配される季節という表現が日常的と思えるようになってまいりました。地震、大雨等の自然災害、これらを要因とする洪水や土砂崩れの発生等、地域温暖化の影響や地震活動の活発化などによって非常に変動の甚大な災害が起こるようになりました。自然災害は未然に防ぎようがありません。いきなりやってきます。しかしながら、このいきなりに備えていろいろ必要な準備をしておくことは大切なことであります。

こういった背景の中で独り住まいの高齢者の方や身体的障がいのある要支援者の方などは、自分だけでは備えに不安のあるあるいは動けないという方もいらっしゃると思います。横瀬町では早くから地域防災計画をつくり、町民の生命、身体、財産を保護するための取組を実施していただいておりますが、心配ないと思っておりますが、頻発する災害に対応して災害時における円滑かつ迅速な避難の確保と要配慮者への対応についてお伺いします。

そこで(1)として、要配慮者の緊急避難支援対策について対象となる要配慮者の定義、支援の基本的な方法についてお伺いします。



次に、(2)として、(1)の内容に関連しますが、避難行動要支援者名簿及び個別プランの作成についてお伺いします。災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について作成は市町村の努力義務になりました。名簿及び個別避難計画、個別プランについて、個別避難計画と個別プランというのは言い方が違うだけで同じ内容だと思いますが、作成状況にお尋ねします。

次に、(3)として、避難行動要支援者に対する支援活動で今後の課題や避難支援関係機関等の協力についてお伺いします。今後町ができる対策、さらに考えなければいけない対策、住民が協力していくことなどは何か考えられないでしょうか、お教えいただければ幸いです。

以上、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、災害時における要配慮者対策についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 新井議員の一般質問に答弁させていただきます。

要旨明細1でございますが、要配慮者の緊急避難支援対策について、横瀬町地域防災計画では近年の災害発生時において、高齢者や障がい者などが被害を受ける割合が高いとの報告から、災害時に備えた要配慮者対策として要配慮者の災害時などにおける安全確保は、行政とともに地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくこと、つまり地域との協力体制の整備が重要とされています。

当町には要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、平成26年7月に横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定しました。この計画では、避難行動要支援者の自助と地域の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全安心体制を強化することを目的としています。

そのため、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、安否確認、避難所等での生活支援を確実にを行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、迅速に活用できるよう整備しています。

避難行動要支援者の定義になりますが、横瀬町の全体計画、避難支援プラン全体計画における避難行動要支援者の対象範囲といたしましては、1つ、介護保険における要介護3以上の認定者、2つ目、身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA、A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、3つ目、75歳以上の独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、この3つが特に重点対象となっております。そのほか、4つ目として妊産婦、乳幼児、5つ目として難病患者、6つ目として日本語の理解が十分ではない在住外国人等となっております。

また、昨年度は県の協力により、町と協定している民間の福祉避難所において関係機関が集まり、災害を想定した福祉避難所開設訓練も実施しております。

次に、要旨明細2でございます。避難行動要支援者名簿の作成についてでございますが、災害対策基本法第49条の11において、災害の発生に備え、避難支援者に必要な限度で、本人の同意がある方に限り、避難行動要支援者名簿に記載された情報を消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供できるとされています。この同意については、各地区民生委員が地域を回り、内容を説明

した上で同意をいただいているものでございます。現在登録されている方は268名となっております。

避難支援に携わる関係者に名簿を提供するため、平成31年3月に横瀬町避難行動要支援者名簿貸与のための取扱要領を作成し、名簿の情報提供をしております。この名簿については、毎年民生委員に内容確認のため各家庭を訪問していただき、年に1回の更新をしております。

なお、個別プラン、いわゆる個別支援計画ですが、同意のある方については作成が済みであり、昨年度民生委員に提供したところでした。個別支援プランに記載する避難場所については、災害の種類や状況、地区の取決め等もあり、把握が難しいため、今回については避難場所、避難経路を除いたものを作成し、区長及び消防団等支援機関に提供できるよう準備を進めております。

また、今年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針についても改正されました。今後は、町の避難支援プラン（全体計画）等の改正について検討するとともに、地域支援者との連携や避難先の指定等、区長や民生委員をはじめ、地域住民の方々と話し合いの場を設けるなど、避難支援機関との協力をしながら、地域の特性や実情を踏まえた個別支援計画の作成に努めてまいります。

要旨明細3、今後の課題について2つ挙げさせていただきます。1つ目として、歩行が難しい要配慮者等への支援でございます。高齢者の中には歩行が困難な方も多く、地域支援者だけでは避難させることが難しい要配慮者をどう避難させたらよいか、あらかじめ検討しておく必要があります。

2つ目は、同意がないため個別支援計画が作成されていない方への災害時の対応や地域の支援機関、支援者との連携が挙げられます。災害発生時の情報伝達や地域との連携、円滑な避難支援が行えるかなどが課題となります。

これらの課題について、あらかじめ地域支援機関と協議し連携方法を決めておく必要があります。地域住民の方々や関係機関等の協力を得ながら、災害時に備える体制整備を構築していけるよう努めてまいります。

最後に、避難支援関係機関等の協力についてです。本町では、人口減少や少子高齢化が進んでいることを踏まえ、災害対策を推進するに当たっては、相互に助け合う仕組みが重要となると考えます。自らの命は自らが守るという自助と、自らの町は自らが守るという共助の考え方が大切となります。特に災害発生時には避難のために人的支援を要する個々の避難行動要支援者に対する地域支援者に重要な役割を担っていただかなければなりません。災害から一人でも多くの貴重な命、身体及び財産を守るためには、地域の皆様のご協力をいただかなければと思っております。自助、共助、公助が効率的に実践できるよう連携を深めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。内閣府の情報で、災害対策基本法の一部を改正する法律の概要なんていうのが出ているのですが、これを見ますと、個別避難計画の作成まで着手できていない自治体が全国の約33%もあるということなのです。

ただいまご回答いただきましたように、横瀬町は登録された方についての個別プランは作成していると

いうことで、100%手はずがついているというか、プランができているということも分かりました。非常にありがたいことですし、横瀬町の迅速な対応に対し感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。その中におきまして、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

1つは、支援員さんの確保というのは物すごい大変なことだと思います。自主防災組織の方を頼る。具体的には民生委員さんとか、区長さんとかにお願いしたりして、対応するケースも多いかと思いますが、実際に皆さんが結構高齢な方がいらっしゃるということで、支援員の確保について体力的な問題等というのは考慮されたことがあるかということをお尋ねしたいと思います。なるべく無理のないように。支援される方も避難しなければいけないということを考えて、無理のない計画を立てて、個別プランを立てていただければと思うのですが、その辺の配慮はいかがでしょうか。

それから、その個別プランで避難経路を決めてあると思いますが、個々の安全確認や坂や階段等、負荷がかかるところの対策は十分検討されているのでしょうか。ただ単に何番地の方が一番近い避難所に行くというだけの計画では、ちょっと不足かなと思いますので、検討内容をどの辺まで詰めているのだから、お伺いしたいと思います。

それから、支援者名簿について、3点目ですが、お伺いしたいのですが、当然名簿ですから氏名とか性別とか情報があると思うのですが、その他どのような情報が書き込まれているのでしょうか。これは自治体によっていろいろあるようですので、横瀬町独自のことがありましたら教えてください。

それから、先ほどのご回答、(3)のほうでいただいたこれからの課題になるのですが、登録外の要配慮者の方、何らかの事情で同意されていない方がいらっしゃるかと思います。そういう方たちの救済を今後どのように詰めていくのか。ご同意いただいて情報を入手するという方向だと思うのですが、どのように把握して、いざ災害が起こってしまった場合、どのような対応が考えられるか、できたらお答えいただければと思います。

それから、避難ですから広範囲な場所に、親戚の方とか、町外の安全なところとか、そういうところに避難される方もいらっしゃると思うので、どこにいらっしゃるかというのを把握するのはなかなか難しいと思います。これやっていったらえらいことになってしまうと思うのですが、確認方法については一応の検討が必要だと思います。どのような検討、課題だということでお答えいただいているのですが、その件について何か進んでいる、もう一歩進んで何か考えられていらっしゃるようなことがありましたらお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの質問にお答えいたします。

地域支援者の確保につきましては、現在申請される避難行動要支援者ご本人が近所の方とか、そういう方をお願いして出していただいているのが現状です。ただ、近所にそういう方がいなかったり、近所の方も高齢でというような場合には、民生委員さんが地域支援者になったり、後は地区によっては班長さんになるというような形で対応をしていただいているところもあります。

次に、2番目の避難経路についてでございます。避難経路につきましては、昨年度避難個別プランをつ

くったときに、避難経路を入れて民生委員さんのほうにお渡ししたところ、こちらの思っている避難経路と実際に自分たちが避難するときの道というのは、やっぱり違うものがある、なかなかその把握が難しいということで、今年度についてはその部分を避難場所も、震災のときには地域の公園に集まるけれども、台風のときには総合福祉センターに行ったりとかということで、ちょっと避難先とかもそのときのケースによって違うということで、取りあえず今回につきましてはその避難経路を抜いたものでつくらせていただいています。今後、ちょっと地域の区長さんとか、地域支援者の方々と相談しながら、その辺どこに避難するかということを考えていけたらと思っています。

あと、③、避難行動要支援者名簿につきましては、今現在は住所とお名前だけということでお渡しをしているのですが、これから今年度計画、個別プランをお渡しするに当たっては、一応その地域の支援者の電話番号とこの方の身体の状態、障がいがあるかどうか、耳が不自由だとか、そういう情報とあと家族が、ひとり暮らしかどうかという情報をお渡しすることになります。地域支援者が分からないと、地域の防災対策としても活用ができないということになると思いますので、そこまでお渡しできるかと思っています。

同意のない方の救済の方法になりますが、同意のない方については、個別プランをつくることには及ばないということになっておりますので、なるべく申請していただけるようにしていきたいと思っています。ただ、申請していない方については、家族がいたりとか、自分で動けるといってもいいと思いますので、本当に救助が必要な方というか、動けない方については、民生委員さんのほうで回って申請のほうをしてもらうようにしていたり、後は広報で年1回お知らせをしております、申請をしていただくような形になっております。

あと、最後の質問ですが、広範囲のところに避難している場合の連絡、どこにいるか探すのが難しいということになるのですが、やはりその方がその家に今いるのかどうかとか、そういうことというのはやっぱり難しいと思いますので、支援者のほうも自分の安全確保が第一になりますから、そこは無理をしないでいただくのと、日頃からちょっと連携を取っていただいて、出かけるときには出かけると言ってもらえるような形が取れていけばいいかなと思っています。今まだいろいろところで検討課題がとて多いので、これからちょっと地域の方々と協力しながら、相談しながら進めていけたらと思っています。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問はありますでしょうか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご回答ありがとうございました。大変な作業ですので、本当によろしくお願ひしますとしか言えないのですが、精度があるものに徐々に仕上げていただくようお願いいたします。その中で情報等を見ていると、名簿や個別プランの中にかかりつけ医、それから必要な援助内容、必要な物資、こういうのも入れている自治体があるということですので、参考にしていただきたいと思います。ただし、情報というのはいっぱいあってもいけないと思いますので、参考にして精度を上げていただきたいというのが1点。

それから、国のこの概要なんか見ると、マイナンバーという言葉が出てきて、マイナンバーにひもづく情報を活用などと何か書いてあるのですけれども、これもくっつけてしまうと非常に大変かなと思うのですが、これに対する今現在の、私見で結構ですから、町長、何かありましたらお願いします。

いずれにしてもその、もう一つお願いしたいのは、高齢者の方を含めてその見直しが頻繁に必要なようになってくると思います。大きな見直しというのは、年1回やられているということですが、情報が変わってきたときに追記するようなシステムをぜひ構築していただきたいと思います。その辺を含めて再度ご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 それでは、再々質問にお答えいたします。

先ほど新井議員のご指摘いただきましたかかりつけ医等、必要な援助物資等の記載ということでお話がありました。かかりつけ医もプランのほうには個別プランには載っている状況です。それから、もし特に車椅子が必要だったり、手話通訳が必要だとか、後は酸素吸入の機械が必要な方ということがあれば、その情報も載っている状況です。また、お渡しする個別計画には載ってはおりませんが、こちらのほうで持っている情報の中にはその細かい部分が管理しておりますので、もし避難所に行つて必要になれば、そこから確認して支援することができるようになっております。

それから、マイナンバーにひもづけるということで改正が出ておまして、こちらもちよつと見て、どうひもづけていくのかなというのをちよつとまだ深く調べてはいないのですが、まず第一にマイナンバーにひもづけるということは、マイナンバーを収集しなくてはならないのかなというのがありまして、民生委員さんはでもそういうマイナンバーを収集することはできないと思うので、その辺をどうしていくのか、ちよつと検討が必要かなと思っております。

それから、避難行動要支援者の方がもし何か変化があったときの追記ということで、今現在は1年に1回の更新ということになっておりますが、施設に入所してしまつて支援が要らなくなったとか、そういうことがあればお知らせできるようなことがあればいいかなとは思っております。こちらもちよつと検討させていただきます。

以上で終わります。

○若林想一郎議長 新井議員、答弁漏れはないですね。

以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

1番、向井芳文議員。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 ただいま議長よりご指名いただきましたので、総務文教厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

事件の番号でございますが、陳情第1号でございます。

件名は、安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情でございます。

審査経過でございますが、本件は令和3年3月定例会で本委員会に付託となった案件であります。委員会審査は、5月25日に行いました。陳情者である埼玉県医療介護労働組合連合会書記長の藤田省吾様に参考人としてご出席いただきました。参考人に陳情の趣旨をご説明いただいた後に質疑応答を行いました。

陳情の内容といたしましては、医療費を減らしたいとのことから、人口も減っているのだからと病床数を減らすために名指しで公立病院再編統合を国が打ち出した。これは全国424病院でございましたが、埼玉県は7病院あり、小鹿野も含んでいたということでございます。そして、日本の病院、8割が民間でございまして、コロナ患者の7割をその残りの2割の公立病院で診ている現状があると。これに関しましては感染症をあまり考慮せず、これまでの政策を行ってきたと。そして、日本の病院はまた人員が少ないと。これ世界的に見ても、様々な研究がある中で、2分の1から、物によっては5分の1ぐらいの人員でやっているとされているという現状があると。特に埼玉は少なく、全国ワースト1位であるというお話でございました。

また、国は医学部人員を減らそうとしていると、これもお金がかかるから。いるところにはいるのだという認識の下にそうしているということでございました。また、保健所も減らしてきたと。とにかくマンパワーが不足している。経済対策は重要だが、それを回す基盤の整備が必要であるというものでございました。

質疑応答の内容は、社会的共通資本の考えに基づき、医療・介護や教育・保育等は、効率主義や黒字赤字で使えるものではない。むしろそれらの充実が社会基盤をつくり、経済的効果を生む。そのように捉えたのでよろしいかという質問に対して、そのとおりであるとの答弁がございました。

審査結果でございますが、委員会での議論を踏まえ、採決した結果、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○若林想一郎議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情については、総務文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第6、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度有限株式会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成したので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、報告第2号の細部説明を申し上げます。

まず、1ページをおめくりください。1ページの1、施設利用者数一覧表を御覧ください。表の右下でございます、利用者総数の数字が道の駅全体の利用者数でございます。令和2年度の利用者総数は38万7,730人で、前年度比9.1%のマイナス、3万8,994人の減少となりました。

続きまして、2ページの2、主な行事概要を御覧ください。令和2年度は、第1回目の緊急事態宣言の影響を大きく受ける形でのスタートとなり、4月、5月で計36日間の休業とともに、時短営業を経て、6

月から通常営業に戻りました。主な行事概要につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、3、決算報告書でございますが、4ページを御覧いただきたいと思っております。まず、貸借対照表でございますが、この表の右下、負債及び純資産の部合計とあります。有限会社果樹公園あしがくぼの資産合計は1億2,357万7,561円でございます。このうち純資産合計は、その欄の上にあります8,311万1,637円ですので、自己資本比率は67.3%であり、引き続きまして自己資本比率が高い状況となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。損益計算書でございます。一番右の欄を御覧いただきたいと思っております。上から、純売上高が1億8,501万5,812円、売上原価は5,580万767円、売上総利益は1億3,443万5,045円で、この売上総利益は前年度比8.7%のマイナスとなっております。また、販売費及び一般管理費は1億5,466万2,250円であり、前年度比2.6%のプラスとなっております。この販売費及び一般管理費の費用の中で占める割合は、まず人件費が全体の50.5%を占め、次に地代家賃が14%、水道光熱費が7.4%、施設管理費が7%の順となっております。このように売上総利益から販売費及び一般管理費を減じますと2,227万7,205円の営業損失となりました。この営業損失には、町への地代家賃2,160万円をお支払いしていただいた上での損失となっております。そして、国の持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などの営業外収益、営業外費用、特別損失、税金を加減し、1,193万9,451円の当期純損失となりました。

続きまして、6ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。この表の一番下の当期末残高のうち、株式資本の期末残高は8,311万1,637円で、前年度比15%と大きくマイナスとなりましたが、これまで蓄積してきた利益剰余金によりまして、引き続き潤沢な株式資本を保有していることを表しております。

最後になりますが、有限会社果樹公園あしがくぼから令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、大変厳しい状況の中で、居心地感を高めるという道の駅を目指し、しっかりと経営をしてきた旨の報告を受けておりますことを申し上げ、報告第2号の細部説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご報告お疲れさまです。道の駅、支配人も替わられて、その新しい支配人の方、すごく頑張っているって、いろんな取組をこのコロナ禍でもしているというのは、随分耳に入ってきました。そういった中で、大変本当に一生懸命やっただけでどうしても数字がこのコロナ禍においては見にくい、検討がしにくい、その判断がしにくい。どれだけ前年と比べてどうなのかというのが、前年の比較対照がもう全然条件が違うのでできないという中で、ほかの例えば同じような経営体等との何か比較をしてみたものとか、そのようなものがもしあれば教えていただきたいなというところでございます。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えしたいと思います。

他経営体等とのところではないのですが、道の駅はずっと営業してきていて、毎年比較をしています、去年のデータとおととのデータ。その前からずっとなのですけども、令和2年度は大変特殊な期でし



た。4月、5月の営業日数、さっきご報告させていただきましたが、通常であると4月、5月が道の駅一番の書き入れどきです。その一番の書き入れどきに営業ができなかったというのが、まず大きなマイナス。一方、現支配人は非常に頑張ってくれていまして、令和2年度の8月期においては過去最高の売上げを記録をしました。

ですので、売上げ的には4月、5月は営業できない日があって、大きなマイナスでしたが、6月以降は売上げの数字としてはいい数字が上げられたというふうに思っています。とりわけその前年と比較、その前の令和元年と比較しますと、令和元年は秋に台風19号があって、それから冬に氷柱が凍らなかったという年から比べると、かなりいい数字になりました。

一方で、少しずつ、なかなか利幅が取りにくい状況になってきています。1つは、人件費がやはり少しずつ上がってきているなというのが1つと、それから影響を受けますのがキャッシュレスの影響が少しありまして、ペイペイキャンペーンはよかったのですが、道の駅にキャッシュレスを進めてカード決済をされると少し手数料を取られたりとかというところも若干効いてきています。そんなことがあって、今回の出来上がりになったということも補足説明としてさせていただければと思います。

○若林想一郎議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。私、本当に道の駅頑張っているなということで、数字は前年と比べてというところでは判断しにくいところですが、すごくいい結果を出しているのではないかなというふうに認識しております。本当に支配人の方を中心に、全体でチーム道の駅みたいな形で頑張っているなと。そういった中におきまして、やはりこのような私としてはいい結果という捉え方の上で、この状況の中ではかなりいい結果という捉え方の中で従業員の皆様も頑張って、それでみんなで創り出した数字という中において、やはりコロナ禍で例えば昨年8月、営業を長くしたとか、そういったところで従業員の方々にも戸惑いもあったと思われます。そういった中で従業員の方々に対するコロナ禍におけるプラスアルファの補償というか、配慮というものはどのようなものがあったか、分かれば教えてくださいたいのですが。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 去年は大変難しい期でしたので、4月、5月は休業したのですが、そこで一定の補償額というのですか、給料の掛け目はかけたのですが、それでお支払いをさせていただいています。それによって緊急雇用安定助成金というのを埼玉県のほうからいただいて、それが営業外収益に計上されているというような形です。というのが1つと。

それと、新しい支配人はその辺のチームアップをかなり気にしてくれていまして、毎月1回道の駅の状況報告を受けるというのをやっているのですが、その場合に必ず従業員の人を連れてきて、その人から説明をもらうということをずっとやってきています。かなりいい形にはなってきたかなということが言えると思います。

それと、令和3年度に人事制度を変えていこうということで今進めています。これは、道の駅は割とここまで継ぎはぎでつくってきた内部のやり方という部分がありまして、ここで一回見直そうと。やはりその売場を持ってお客さんに接する商売をしているわけですので、そういう業態に合うような人事制度をつ

くるということを今期やることを計画しています。これによって従業員のモチベーションアップにつながっていくのではないかなという期待を持っています。

○若林想一郎議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。ぜひ期待をしたいところでございますが、特にこの令和2年度において従業員の皆様、パートさんとかに何か、もちろん社員の方も含めて、コロナ禍においての補償、先ほど休業補償とかとは別にそのねぎらう意味での報奨とか、そういったものというのが何かあったかどうかというのがあればお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 そういった報奨は特に実施しておりません。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 道の駅の取組についての報告ありがとうございました。大きく変化したということで、町長の答弁と今向井さんの質問に対して、だんだん見えるところというのがあったというふうに思います。私、4点ほどお願いいたします。

1つは、非常に芦ヶ久保の道の駅、私のうちの前であってよく見えるのですが、県内、県外、多くの人たちが押し寄せてきているというふうな状況があるのです。こういう中で去年はコロナ対策どうかという一般的な点を話を聞いたのですが、職員を守るという形、コロナの感染に対してどんな対策を取って職員を守るかと。お客さんはそれぞれ感染防止という形の中で3密を避けるというふうな話がありました。それから、食堂は対面にしないで壁に向かってとかいう措置が幾らかあるのですが、ではそういう中で実際にお客さんと対応する、キャッシュレスでやっているところはそういう点もあると思いますが、特に職員を守ることにに対する対策、どのようにしているかということについてが1点であります。

2点目であります。施設利用者の推移ということで、去年の4月、5月、一番多いときに来たのがこの実際上の昨年を見るならば、5万人に対して、これ4、5を足すと13万に対して4万3,000というか、本当に2割程度になってしまったと。ところが、年全体で見ると、先ほどあったように90%、10%マイナスまで押し戻してきたと。多くの受け入れるというか、人たちが来てくれたという、2割の状態から全体的に90%まで人の入りが増えてきたという、そのところに積極的な取組等もあったというふうに思います。それはどんな対策を行ったのかということが2点目であります。

3点目であります。売上げとの関係でどうかというふうなので、客単価をどう上げていくかというのがいつも課題になったというふうに思います。この売上げをする努力、体験コーナーで今私も行ったときに、セット物をつくったというか、御飯とそれからうどんのセット、そばのセットという形での1回に抱える量を高く上げていくという、そういう見えるところと、ほかのところはちょっと私分からなかったので、全体的に客単価を上げる努力、どんな点でのこういう取組を、客単価がどうであったか、結果的に上がった下がったも含めてなのですが、という点が分かれば示していただければと思います。

4番目が、固定資産の関係なのです。固定資産、建物付属設備とかというので、こういうふうな今の固定資産から見れば非常に限られた中というか、この減価償却等も償却資産もそんなに多くないと。町は大

きな設備改良とかについては、町でやりますよというふうになっているのです。だから、そこら辺の切り分け上こういうふうに今までの改良工事についてというか、その改良と修繕の関係でいくなれば、移動できるものについてはそれは道の駅に、そうでないものは町でということになったと思います。そんな関係で切り分けと、いわゆる償却資産に対する税金というのも税務のほうにもあったと思いますが、そこら辺でいかに効率的に物事を進めていくのがどういうふうに進めていくかについての4点であります。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私から4点ということで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の職員へのコロナ対策というのでしょうか、職員を守るためのということでのご質問でございます。まず、これは多分道の駅の利用者の方々にも共通することだとは思いますが、当然のことながらマスクの着用であるとかアルコール消毒、店内の換気とかということはあると思っております。後はお支払いする場所であるとか、商品の受渡しとかということの透明のビニールカーテンであるとか、当然ソーシャルディスタンス。先ほど議員もお話のように、キャッシュレスの導入等はやってきているところでございます。

それと、従業員の皆さんには出勤時には検温の義務化をしておりましたし、それに対する記録化も実施をしているというふうに聞いているところでございます。

それと、2点目の利用者数のことで、推移でございます。先ほど町長からもありましたように、一生懸命頑張らせていただいている、例えば夏休みの営業時間の延長であるとか、あるいは年末年始も日数が増えたりとかいうこと。それと、あとこれは自然要件というのでしょうか、夏休みのコロナの緊急事態宣言が解除になってからその反動でというのでしょうか、でお客様が見えられているというところもあったと思いますし、台風の影響もあったと思います。あと、一番大きいのは1月、2月の芦ヶ久保の氷柱だったのだと思います。これは非常に多くて、その芦ヶ久保の氷柱の開催に合わせて、そのお客様をしっかりと入れてきたというのでしょうか、ということでそういった対策を取ってきたということが大きな要因ではないかなというふうに思っております。

それと、あと客単価でございます。客単価につきましては、正確な客単価というのは、前回ちょっと申し上げたのですけれども、持ち合わせていないということをお聞きしています。ただ、便宜的にどうか、一つの目安としては、総取扱高というのが令和2年度が3億3,669万1,552円という数字があります。総利用者数が38万7,730人ということで、ここを割り返してみますと、868円というのが1人当たりの客単価というふうになります。これは去年と比較しますと、20円ほど上がっております。ですので、この辺については、先ほど議員お話のように、いろいろメニューの改善とかもして、セットメニューとかも多くなったりとか、あるいはパンなんかも新商品を出してみたり、あるいは1斤でちょっと売り切れないものを半斤で売ってみたりとか、そういった工夫をしておりますので、そういったものが結びついているのかなというふうには思っているところでございます。

後は、コロナの関係で外出の自粛があったと、それが解除になりまして、その反動によって購買意欲も向上したり、あるいはもしかしたら消費税の増税なんかも幾らか影響しているかなというような部分もあ

ると思っております。

それと、あと固定資産の考え方でございます。これについてはお話のように、施設とあと備品の一部については、町の所有のものになっておりますので、それに関係するものについては町。あと、明らかに会社の営業のために必要なものの用途については道の駅という、会社だということでのすみ分けをしていて、一つ一つの個別的な資産についてはその都度ということになっております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問は。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 道の駅できて努力してできることと自然環境とか、あるいは世の中の状態によって大きく変化する。その中でできる努力をという形で、非常にいいとき悪いときありながらだけれども、地道な努力等がありました。こういう中で、先ほど利用者を増やすという形では、夏休みの営業時間を増やすとか、それから年末年始、本当にそばも打って、31日までというか、予約を取って、そういう点での努力の跡というのは見られているかなと思います。職員には当然しわ寄せもいきながらだけれども、よりよい環境をつくっていただければというふうに思います。

特にコロナ対策というのは、職員は最前線だと思うのです。みんなどこも同じかという、やっぱり一番よそから来た人が多くて、しかもそこで接触するということになるので、特に幸いにしてというか、コロナ感染者の陽性者というのが出ていないというふうに思っているところでありますが、本当に職員を守るそのことが町民を守ることに繋がると思いますので、そこに力を注いでいただければと思います。

全体的にこれ支配人が替わったというのが一つの契機というか、になるというふうに思います。民間からということで、それからハローワーク等から来ていただいたと。ヤオコーでいろいろやってきた人が横瀬に来て、盛り上げていこうというのをやってくれたというふうに思います。町長、いろいろな点で先ほど話があって、こういうことも取り上げてくれたということで、支配人が替わったことによって、それは今までは今までで努力してきた。こういう民間からの人を入れたことによる意欲等を含めて、こう変わったという感想をいただければと思いますので、トータル的な点での意見で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

道の駅、19期目を迎えました。しっかり歴史としては積み上げてきていて、ここまでの支配人の皆さん、本当によくやっていただいたなというふうにまずは思っています。そういう中で、今回初めて民間の、いわゆる小売業のプロフェッショナルというのですか、の方に来ていただいて、1年間これでほぼやっていただいたのですけれども、感想としては本当によくやっていただいているというのが1つ。とりわけご本人のやる気とその仕事に厳しくある方なのですけれども、そこが従業員にしっかり伝わっていると思っています。これは従業員の皆さんとの接し方だったり、あるいはそのコミュニケーションの機会を増やすということだったり、一緒に経営について考える機会を増やすということであったり、そこをとてよくやっていただいています。例えば営業時間を延長するというのは厳しい話です。とりわけ年末年始は従業

員さんの声も聞いてお休みしていたということがありますが、そこをあそこまでやって、皆さんちゃんとしてきてくれているというのは、やっぱり支配人の力量はなかなかすごいなというふうに思っています。

それと、ずっと課題だったその人事制度とか、給与体系を直すというところも、私はもう少し先でもと思っていたのですが、もう1年終わりのこのタイミングで問題提起をしてくれて、改革に入ってきてくれるというスピード感もなかなか素晴らしいなと思っています。

それと、あと気になりましたのが、決して本人のこれまでいただいていた報酬とかからすると、高くないという部分が気になっていて、どうですかという話なのですが、大変やりがいを持ってやっていますと。少なくとも言葉ではそう言っていただいていますので、頑張っていたけるのではないかなという期待感を持っています。それもあって、今度の地域商社のこれから立ち上げに入っていくのですが、支配人の力はぜひ地域商社のほうにも力を発揮していただきたいなというふうにも考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 すみません。1点だけお聞きします。

手ぶらでバーベキューというのを開始しましたけれども、数値から見ると、去年の半減。やっぱりコロナ対策の関係でもありますが、台風の被害であそこの河原、かなり被害を受けたと思うのですが、あそこの河原の整備というのは今後されるのかどうか、お聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 では、バーベキューの関係でございます。実績を見ていただくと分かる通り、実際に利用していただいたのは8月、9月のみということで、後はもともと9月いっぱいということだったので、その前は当然コロナの関係で利用がなかったということ。

それと、台風の影響で幾らかしゅんせつとかもしれないといけない部分もあるかと思っておりますので、今後については県のほうに相談をちょっとしてみたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑を終結いたします。

日程第6、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承願います。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第7、報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議

題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての細部説明を申し上げます。

報告第3号の裏面の別紙を御覧ください。ここに記載しました事業につきましては、令和2年度予算におきまして予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができないと見込まれたことから、本年3月の令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）において、令和3年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたものです。

各事業についてご説明いたします。第2款総務費の地域経済基盤強化事業ですが、旧給食センター跡地に建設をしている新商品開発施設兼販売所について、施設整備の進捗事情により繰越しをしたものです。

第4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、感染症予防等対策事業ですが、新型コロナウイルス感染症に係る継続事業として繰越しをしたものです。なお、事業の進捗状況により新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越額が変更となっております。

続いて、第6款商工費の町内事業者支援事業、観光PRキャンペーン等事業ですが、中小企業者支援観光促進事業に係る事業を継続事業として繰越しをしたものです。なお、事業の進捗状況により町内事業者支援事業の繰越額が変更となっております。

第7款土木費の社会資本整備総合交付金町道整備事業、河川総務事務事業、都市計画マスタープラン策定業務ですが、道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業、都市計画マスタープランの策定の進捗事情によりまして繰越しをしたものです。なお、事業の進捗状況により社会資本整備総合交付金町道整備事業の繰越額が変更となっております。

続いて、第9款教育費の横小校舎整備事業ですが、横瀬小学校校舎整備に係る事業の進捗事情によりまして繰越しをしたものです。

以上で、報告第3号についての細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 説明ありがとうございます。今説明の中で昨年3月の補正予算のときの繰越明許費と、それから今回の繰越計算書ということで、翌年度繰り越した差が出たところが衛生費、商工費、土木費とありました。本当のごく限られたその事業の進捗状況により、少し使ったという表現の仕方はあれだけでも、この中でワクチン接種費だというと52万四千幾らあるいは商工費だというと230万円、道路橋梁が90万4,000円とかいうふうな年度内に執行できたものがこういうふうにあると。本当に手をつけたというところだと思うのですが、主にどんな点かについて説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいま質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 私からは、土木費の関係で答弁させていただきます。

特に社会資本整備総合交付金町道整備事業ですけれども、実際に2月に繰越しの見積書を提出しています。その後、毎工事でもう発注してあった現年度の出来高に応じて、この差額が出ているということで解釈いただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 衛生費の新型コロナワクチン接種事業でございますが、これにつきましては、消耗品の購入ですとか、負担金の支払い等において差額が生じているものでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 私からは、第6款の商工費でございますけれども、町内事業者支援事業、これは町内の事業者の方々のコロナ対策の消耗品であるとか補助金であるとかの申請が年度末にいきまして、非常に多かったということで、その分を幾分そちらで支出をさせていただいたということでございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第7、報告第3号 令和2年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承承願いたします。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第8、報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について細部説明を申し上げます。

報告第4号の裏面、別紙を御覧ください。14区地内川東汚水支線316工事ですが、令和2年度予算において予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができないと見込まれたことから、本年3月の令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）において、令和3年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたもので、下水道管渠工事の進捗事情により繰り越したものです。

以上、報告第4号についての細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第8、報告第4号 令和2年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎散会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分



## 令和3年第4回横瀬町議会定例会 第2日

令和3年6月11日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第35号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 財産の取得の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情の上程、説明、委員会付託

1、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

### 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（11名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	5番	浅	見	裕	彦	議員
6番	新	井	鼓	次	郎	議員	7番	内	藤	純	夫	議員
8番	大	野	伸	惠	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	
12番	若	林	清	平	議員							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長					
設	樂	政	夫	教	育	長	守	屋	敦	夫	総	務	課	長			
小	泉	照	雄	ま	ち	経	営	新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計
				課	長							課	長	兼	管	理	者
大	場	玲	子	い	き	い	き	平	沼	朋	子	健	康	づ	く	長	
				町	民	課	長					り	課				
浅	見	雅	子	子	育	て	支	大	畑	忠	雄	振	興	課	長		
				援	課	長											
加	藤		勉	建	設	課	長	町	田	一	生	教	育	次	長		

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	平	匡	史	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

- 若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 若林想一郎議長 日程第1、議案第35号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

- 富田能成町長 上程されました日程第1、議案第35号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

- 若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

- 浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表を御覧ください。改正の趣旨としましては、令和2年度の税制改正で未婚のひとり親を対象とした控除が創設され、未婚のひとり親のみなし寡婦適用に係る規定の見直しが行われ、子ども・子育て支援法施行令が改正されました。それに伴い、条例の一部改正を行うものです。

条例改正の内容としましては、保育施設等の利用者負担額の算定方法について、未婚のひとり親へののみなし寡婦適用に係る規定を削除するものです。

備考第1号では、字句の整理を行うものです。

第2号では、未婚のひとり親へののみなし寡婦適用に係る規定であるため、削除するものです。

第3号からは、2号の削除に伴い、号を1つずつ繰り上げるものです。

なお、附則で公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年9月1日以降に行われる保育に係る利用者負担額について適用する旨を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、質問します。

最初は手続の点で2つ、それから今回の改正についてが2つ、そして郡市連携についてということで5つの質問を行いますので、よろしくお願いします。

1つ目は、なかなか今まで聞いたことなかったのですが、この一部改正する条例、原義が子育て支援課で発議して、それで町長決裁になっていく過程を取っていると思います。こういう中で、合議区分とか、今回の一部を改正する条例については、どこかの課の合議を通して、それで進んできたのかという、その合議区分の点が1点であります。

2点目についてですが、これについての説明というか、もらった人は、直接ここにしか出てこないのに、決裁するときに説明資料という中で、それぞれ今回はこういう施行令の一部が改正して、ここはこうなったので、こういうふうな条例改正をしますというふうに行くと思うのです。そういう説明資料というのがどの程度のが添付されているかという点です。それが手続上の点であります。

3つ目ではありますが、今回子ども・子育て支援法の施行令の一部改正ということでありました。今回の附則、別表の備考の1のところを見たときに、地方税法の附則第5条の4の2、第5項、6項を5項にするということなのです。地方税法の附則のところを見たのですが、地方税法附則、私が見た中という、5項、6項というふうについて、特に変更がなされていないところなのです。これを6項を5項にするということの点はどういうことなのかという点です。

もう一つ、先ほど説明していただいて、私がかこれ中身が分からないというところなので、本文の中に入っていた備考の中の2の項目であります。未婚のひとり親の規定がこういうふうになったからこのところは削除しますということなので、そのところをもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

最後、秩父郡市内の1市4町の関連なのですが、そもそもこの条例をつくるときには、秩父市のを参考にしていきましたという議会のやり取りがあったというふうに議事録から読めています。それで、今の秩父郡市の例規から見たときに、秩父、小鹿野、皆野、長瀬と見ると、負担額等に関する条例というのは、長瀬と皆野はなくて、秩父と小鹿野というふうなのが負担額のところは入っていると思うのです。そこら辺の秩父郡市内における1市4町でよく言われている連携ですけれども、これの取扱いについてはみんなそれぞれがそれぞれで対応しているかどうかというところについてであります。

5点ではありますが、よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 まず1点目の、ほかの課の合議の関係ですけれども、この条例につきましては、ほかの課の合議は通ってはおられません。

2点目の資料の添付についてです。資料の添付につきましては、今回県の通知、それと施行令の改正、それと行政のほうの例規ベースからの参考資料というのですか、税制改正に伴う所得、主要関係法令の改

正という資料がありましたので、その辺添付をさせていただいております。

あと、備考1についての附則第5条の4の2、第6項を5項に変更しているのですけれども、こちらのほうは以前に法のほうが改正されていまして、そこが条例上改正になっていなかったもので、今回の改正に伴い一緒に改正をさせていただくものです。

それと、内容につきましてですけれども、この改正の内容につきましては、令和2年度の税制改正におきまして、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために行われております。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、新設するひとり親控除、これは控除額が30万円適用になりますが、それを適用するというので、ひとり親控除が新設されました。これによりまして、未婚のひとり親をみなし適用する必要がなくなりましたので、今回改正をするものです。

5つ目の条例についての1市4町の対応の仕方なのですけれども、これにつきましては同一、連携を取ってみんな一緒にということではなくて、それぞれの市町村で条例であったり規則であったり、負担額を定めていると思います。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はありますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。ひとり親の関係は、そういうふうな税制改正の中で不公平感がなくするというのでありがとうございます。

今の説明の、1つは、合議区分の中で、今回なしだよと。条例を変えるとかというときに、法制執務が私は必要ではないのかというふうに思う。町が全部の条例等に関して一元管理していますよと。ここのところはこう、ここのところはこうと。そうすると、法制執務のところを抜きにしていってしまうという、整合性の問題が取れないのではないのかなと私は感じるのだけれども、そこのところはどうですかというのが1つです。

もう一つは、施行令の改正ということで、ちょっと私もなかなかこの施行令、見つけてみたので、見つからなかったもので、いつの改正の何号改正ということで教えていただければと思いますので、2点であります。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

合議についてですけれども、すみません、説明が足りていませんでした。文書審査については、総務課のほうで行っていただいております。

あと、改正につきましての年月日なのですけれども、施行令の改正につきましては、令和3年1月1日から施行ということで通知が入っております。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっとしつこくなってしまって申し訳ないです。文書審査ということで、合議ではなくて、このラインの中で審査ということなので、私は一応法制執務しているところの課長がオーケーだよという合議が必要ではないのかなと今感じたので、文書審査で済んでしまっているということで、全部町の条例改正とかいっているのかどうかというところがちょっと不確かなので、全て法制執務のところは、文書審査でいっているという、そういう町の決裁区分の流れになっているのかどうか1つ。

それから、今の施行令は何か法律の第何回国会の施行令という、施行期日ではなくて、この改正の施行令なのだよというところが、そのところをもう一度よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 まず、合議につきまして、文書審査につきましては、その文書審査で総務課長の決裁をいただいております。

施行令についてなのですが、まず健康保険法施行令の一部を改正する政令、これが令和2年政令第381号で公布されまして、令和3年1月1日から施行されています。それで、その改正の趣旨が3点ありまして、その中にみなし寡婦の適用の見直しについてが盛り込まれております。そこで令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設され、所要の見直しを行うということで、改正の内容といたしまして、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が行われております。

以上です。

○若林想一郎議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 審査の関係のお話でございますけれども、基本的に町のほうでつくる例規については、総務課のほうで例規のほうの審査を行った後に、町長までへの回議のほうを行っているということが現状でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第35号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第2、議案第36号 浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第36号 浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例であります。高齢者事業のための財源として活用したいため、条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第36号の細部説明をさせていただきます。

浅見萬作老人援護基金については、昭和50年4月に浅見萬作氏の寄附により、この基金を創設したものでございます。基金の目的は、基金から生ずる利子により老人援護のために必要な事業を実施するものとされています。このたび、この基金を取り崩し、高齢者訪問等に使用する公用車の購入の財源とすることから、この条例を廃止するものでございます。

なお、予算につきましては、当初予算で承認されております。

以上、説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行いますので、質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今担当課長から説明がありました。この基金が創設されたのが昭和50年3月19日の条例第3号ということで、みんなここにいる人たち、年齢からいくと、そもそも浅見萬作さんて誰だろうなというのがなかなか分かりにくい。私も、これ見たら、横瀬町の村長さんということで、ちょうど旧横瀬村、ちょうど私が小学生の頃、逸見藤七さんが村長さんで、学校のときにいろいろ話をしたと。その後になっているので、2回ほど、昭和30年2月15日から昭和31年8月30日、それから昭和35年9月20日から昭和38年12月まで村長さんをやっておられたということで、限られた人しか分からないと思うのです。そういう人がお金を出して基金をつくってくれたというところで、實際上、この条例を見ますと、基金より生じる利子によってこの設置目的を達成していこうではないかということですが、今のこの時代、利子ほとんどつかなくて、ということで基金そのものを使って、3月予算の中で民生費の社会福祉費の中でいくと。そうすると、先ほど話あったように、自動車購入費というのが予算上、計上されているので、この一部、全部が使えればというふうに思うのです。

それとあともう一個、監査委員がちょうど30年の9月の監査をしたときに、意見として指摘ということで、監査の概要でということでありまして、指摘事項としまして、浅見萬作老人援護基金の廃止を含め、

使用、使途について検討いただくようお願いいたしましたということで、平成30年の9月の監査のときに指摘されてここまで流れてきたと。ちょっとこの間の、ここからの流れというのですか、監査委員が指摘して、では庁内で検討して、ではこういうふうにしてこうやって廃止、ではこういうふうに使って条例を廃止しようではないかと、そういう流れについて説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、先ほど浅見議員がおっしゃったとおり、村長の寄附によりましてつくられた基金でございます。この基金につきましては、高齢者のねたきり老人、独り暮らし老人等の事業のために使ってほしいということで言われておりましたが、利子等が現在ついていないこともあり、再三監査委員さんのほうから指摘をされてきたところでございます。その中で、どうしたらこの基金を有効に使えるかということで、課内でも検討をいたしまして、今現在、高齢者訪問をする際に公用車を使っておりまして、それが年々訪問自体も増えておりますことから、また今まで使っていた車もちょっと古くなりまして、19年使用したということもありまして、ご遺族の了承を得て、公用車の購入の財源に充てさせていただくことにさせていただきました。公用車を購入させていただくことで、長い間使わせていただけるということと、高齢者に対する支援ができるということで、この基金の目的に合っているのかと思い、このたび廃止させていただくことになりました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はありますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。共通認識として、こういう方だったよという、誰か分かる人がいれば、村長さんの、こういう人でこうだったという、意志としてぜひこういうふうに使ってほしいというふうな、経過が少し分かる人がいればちょっと説明していただきたい。

もう一点、遺族について説明ということでありました。了解ということで、こういう基金は町に、本人の意思と、それからその次になくなってしまおうと。だけれども、町の基金としてやったものについての使途について、その遺族というか、そういう人の了解の下に進めていくことの必要性について、こう考えたのでこうしましたという、そここのところの2点がなかなか、説明できる場所があればよろしくお願いいたしますと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 浅見萬作村長の経緯とかにつきまして、ちょっと確認をさせていただいたのですが、なかなか古い方でして、ちょっと分からないことがありまして、申し訳ありません。

それから、遺族の方に確認させていただいたというのは、やはり名前がなくなるということがありまして、その点で確認をさせていただいたということでございます。

以上です。



○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 私ども監査委員といたしましても、この基金の廃止を求めてきたところでありませうけれども、今回このような条例廃止に至る経緯の中で、今は浅見萬作翁の孫の時代になっているのですね。先ほど浅見議員からも話があったように、浅見萬作翁は歴代の村長を務め、また名誉町民にも顕彰されている人であります。たまたま私のおじいさんの1級先輩で、農林学校の第3期生であったのですが、このような基金を廃止するについて、今の孫に当たりますHさんの了解も得なければいけないかなと、そのこともたしか申し上げてあったと思いますけれども、その点については快く承諾をいただいたものと思いますが、その辺の事についてちょっと交渉の過程の経緯をお知らせいただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

この基金を廃止するに当たりまして、ご遺族のHさんのところにお伺いいたしまして、いろいろ説明をさせていただきました。ご遺族の方は、町のために使っていただけるのだったら、ぜひそうしてほしいということでご了承をいただいております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第36号 浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第37号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第37号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,813万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,965万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時34分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 質問させていただきます。

13ページの教育費のところなのですが、修学旅行に関しまして、中学校のほうは恐らく中止になったのかなというふうに聞いておりました。そこはちょっと確認不足な部分があるのですが、去年は結果中止ということになりまして、今の3年生は、昨年林間学校も行けていなかったと思うのです。これ2年続けてそういった人生の中でも思い出に残るような行事ができないというのは、すごく大きなマイナスだと思うのですが、これ学校のほうで基本的に行事等は判断をするというのが基本になっていると思います。校長を中心にやるかやらないか。それは各種行事、その他の行事もそうですけれども、合唱コンクールもそうですし、運動会、体育祭もそうですし、そういった中で、学校で判断するのが基本というものがあるとは思いますが、なかなか学校が判断する上での一つとして、やっぱり教育委員会さんのほうからの助言というのはすごく大きいのではないかという、長年関わらせていただいて、そんなようなニュアンスを感じているのですが、教育委員会のほうから学校へは、その辺りの部分、開催に関してどのような指導というか助言を行っているか。子供たち、一生に1回の思い出だからできる限りやる方向で調整くれというふうな言い方、そういうニュアンスで言っているのか、それともコロナウイルス、ちょっと感染が怖いので慎重に検討してくれよというような言い方で言っているのか、その辺り教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、中学校の修学旅行についてなのですが、2泊3日で6月の下旬に予定をしておりました。これに

つきましては、4月23日の段階で、中学校のほうでアンケートを保護者に対して取りました。その結果、54名中36名が参加希望で、実質66.7%が参加希望ということです。ここの判断基準なのですが、これは埼玉県の公立小中学校が行う校外における行事の実施基準というものがございまして、その中で85%、参加人員の85%を下らないものという基準がございまして、それに基づきまして、その6月の修学旅行につきましては、延期という形を取らせていただいております。もちろん議員ご指摘のように、教育委員会のほうにも校長のほうからご相談があり、アンケートを取りながら、学校側も教育委員会側も、これは貴重な校外授業ということになりますので、できるだけできる方向でということで、今年度につきましては、そんな関係で、この予算というものを取っていなかったわけなのですが、ちょっと残念ながらコロナウイルスのほうがこういう状況ですので、今回これを計上させていただきました。

なお、小学校につきましては、江ノ島・鎌倉方面、こちらを、ちょっと場所の影響がありますので、日光方面にちょっと変えて、ただ時期が12月なので、これからまた調整を図っていきたいという連絡はいただいております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。85%というのはなかなか超えられなくて、昨年も断念せざるを得なかったというのはお聞きしました。なかなかこは保護者の意向なので、どうにもできないところかなと。そんな中で昨年も後半で行事を組んでいただいたりとかというご配慮をいただいております。

また、中学生に関しましては、今回林間学校は今週行けたと思います。火曜日から水曜日にかけて。そのようにならご努力いただいて、実行していただいているなということには本当に感謝を申し上げます。今おっしゃっていただいたことですごく心強いなと思っておりましたので、今後もいろいろな策を模索していただいて、修学旅行の組替えもすごく大変な作業だなというのは感じております。なかなか全国的に修学旅行というのがある程度区分けで行く中で、多くの学校が後半に回すとパンク状態になるという部分等もございまして、費用面にも関わってきますし、そんな中でもご検討いただいているという部分は本当にありがたいなと思っておりますので、引き続きできる限りやることを、どういうふうにやったらいいかを模索していただきたいと思いますので、これはお願いということでよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時48分

○若林想一郎議長 再開いたします。

他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ただいまの教育費の13ページですが、小学校は一応12月ということで、取りあえず

まだまだなのですが、現時点での学校の行事の実施とか中止の予定はどのようになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育長。

○設楽政夫教育長 ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

現時点で大きく中止とかということで決まっているものはないというふうに思っております。先ほど中学校の修学旅行についても、1泊2日で少し近隣の県を模索しているというふうなところが今の現状でございます。あと、運動会、その他の行事についても、今のところは変更の予定を考えておりません。

それから、今実際やっていますけれども、プールの指導についても、今年は回数は減らしておりますが、実施をしているというふうなところではあります。そのほかに変更のあった点は多少ありますけれども、一応そんなところで今動いているというふうなことでございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 15ページの地方債の点について伺います。

今年度の地方債が12億円、今回償還見込みが2億8,700万円ということで、9億4,300万円、こういうふうになっていって、横瀬町のいろんな事業を賄っていくという点があります。私、何を質問しようかというのは、償還見込額、地方債については、今年度というか、地方交付税で措置されるというふうな話を聞いているつもりでいるのです。今年度2億8,710万1,000円償還するうちに、これに対して地方交付税で措置されるのがどのくらいあるかということについての説明をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 ただいまのご質問でございませけれども、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと後ほどご用意させていただいて、回答させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません。1点教えてください。

9ページなのですが、総務費の地方創生テレワーク拠点整備事業なのですが、これはJAさんへの補助だと思っておりますけれども、JAさんとの経営内容とか事業計画とかについての細かい契約書とかあるのでしょうか。もしあったらそれを議会のほうでも出していただければと思うのですが。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 今現在、そういったことはありませんで、JAさんとはまちづくり及び災害の協力に関する協定ということで、令和3年3月25日に締結したものがそれに該当するかと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。JAさんと町ではそうかもしれないのですが、この間の説明では、JAさんがまた委託するというふうなお話だったので、JAさんと契約の会社、実際経営を運営している会社との細かい事業計画等あって、それを役場のほうは見て、オーケーというか、判断をしたのだと思うので、その辺について町とJAではなくて、JAさんと業務契約したところの内容については提示していただけないですかということをちょっとお聞きします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁申し上げます。

JAさんのほうでの契約関係は、まだ始まっていないと思います。このテレワーク交付金を国に申請する段階では、こういうプランを内閣府のほうに出して、そのプランに対して審査を受けてオーケーをもらって交付額が決定されたということでございます。これから細部契約関係に移るものと思いますので、そこをご提示いただき、確認をして町からの交付金は出ると、こういう流れになると思います。企業さんの中の契約関係でございますので、どの程度のものを公開という形にできるのかどうか、ちょっとこれから勉強したいと思いますが、中身についてはできるだけ、こういう形で予算のご承認をいただきますので、中身についてはできるだけお知らせできるように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第37号 令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第38号 財産の取得の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第38号 財産の取得の変更についてであります。横瀬小学校校舎建築工事に係る財産の取得を変更したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 議案第38号 財産の取得の変更について説明いたします。

横瀬小学校校舎建築工事に係る横瀬小学校校舎使用木材製材加工品につきまして、木材加工業者との精査により、数量を115.31立方メートルから113.80立方メートルに、取得金額を消費税及び地方消費税を含めて1,692万7,000円から1,509万9,600円に変更するものであります。

なお、相手方につきましては、変更ございません。

以上で財産の取得の変更についての説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点よろしくお願いいたします。

今回、数量が変わったのでこの契約金額が変わったのかなという認識でいたところなのですが、立米単価で割り戻してみたときに、単価が違ってきていると私は計算したのです。変更前が1立米当たり13万3,450円、変更後は12万623円というふうになったと思うのですが、これの単価の変更という点も何か理由になっているのかどうかについて説明をよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、本契約につきましてなのですが、契約当初におきましては、木材の加工業者が定まっておりましたので、設計内容により契約をしておりました。本体工事の契約、これは高橋組さんですが、成立したことによりまして、木工事の加工業者、具体的に言いますと、家具のほうにつきましては帝国器材株式会社です。あと、床板、床とか、そういうものにつきましては江戸川ウッドテック株式会社、これが下請で決定になりました。その関係で、製材業者の秩父木材協同組合、それから施工管理を委託をお願いしている大宇根建築設計事務所とともに、木工事の内容の加工の精査をいたしました。

その中で変更になったものが、具体的に言いますと、委託素材の販売代金の変更、これは町有林を切った形ですね。それを販売した形が、当初スギが300立米、ヒノキが100立米、こちらが350万円でございます。これが実際に切り出しが多かったものですから、スギが550.7立米、ヒノキが137.7立米ということ

で、592万300円、差引きしまして242万300円の増額という形になりました。

続きまして、今度は製材をした後に支給木材としての数量、こちらは木工事で実際の内部の仕上げでいろいろ使われるものになるのですが、壁の仕上げのほうにつきましては差引きで1.06立米の減、それから家具ですね、木製の建具、そういったものにつきましては差引きで2.92立米の減、それからその他工事ということで、稼動間仕切りとか、予備材、そういったもので0.38立米の増、こういった形のほかに、今度第一校舎のほうの改修工事ということで、断熱材等を入れて床の張り直し、床板ですね。それから窓枠等、そちらのほうを修繕するということで、こちらは2.09立米の増ということで、合計115.31立米から113.8立米ということで、差引き1.51立米ということの減という形になりましたので、こちらが木材のほうの減という形になる。

それから、もう一つは、単価だけではなく、希望等級数、木材の希望等級数の変更がございました。主なものと、木製家具、一般的に言われるかもいと敷居とか羽目板でございます。そういったものの材質の等級の変更、それから木材の切り出し方の変更ですね。主要部材によりまして柾目とか板目とか切り方が変わってくるそうですので、そちらの変更。それからあと寸法、長さ、幅、厚さ、そういったものの変更。それから、単純に数量の変更。先ほど申しましたように第一校舎の改修部分の追加の加工費、そこら辺で59万2,900円の増額ということになっております。

したがいまして、委託素材販売代金、これは町有林から製材をして売ったもの、それから製材加工費ということで、これはそこを製材をして部材をつくるという形になるので、その相殺によって182万7,400円の減額という形になっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最初にここで話聞いたときに、そもそも木材加工があったら立米の単価でという形で来ていて、そうするといろいろ材料によってそれぞれ違うので、トータル、契約計画、何立米と、それから単価というのはなかなか難しいなというふうに思ったのですが、今回の今の説明を聞きますと、結局積み上げてこうなります。金額は契約金額になりますと、そういう考え方でいいのかどうかというところの確認です。一律何立米だからという、単価を変えるのではなくて、積み上げていった結果、この金額になります。トータルの加工品は何立米ですと、こういうことの意味でよろしいかどうかの確認です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問についてご説明いたします。

積み上げということで、私の表現が不十分だったかと思われませんが、積み上げの中には、先ほど言った変更部材、それぞれの単価が全部変わっております。ですから、一つ一つの部材、例えばスギの材質によって節があるものないもの、その全てのものに対しての単価を全て変更して考えておりますので、その積み上げという形になっておりますので、ご了解いただけたらと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第38号 財産の取得の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員、小石川景子氏の任期は、令和3年9月30日で満了となるため、後任として大野容子氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は3年でございます。

大野さんの経歴について申し上げます。大野さんは、横瀬町第5区にお住まいで、昭和35年3月12日生まれの61歳でございます。経歴でございますが、短大卒業後、昭和62年3月まで茨城県内の小学校教諭として務められました。その後、平成14年9月からは、秩父郡内の小学校で教諭を務められ、現在も秩父市立吉田小学校に勤務をされています。また、町の特別職非常勤職員として平成29年10月から横瀬町情報公開・個人情報保護審査会委員も務められております。人権擁護委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。



○若林想一郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。



◎陳情第3号の上程、説明、委員会付託

○若林想一郎議長 日程第6、陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、事務局長をして朗読いたさせます。

事務局長。

○小泉 智事務局長

自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書

2021年6月1日

横瀬町議会議長 若林 想一郎 様

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1019-1-1322

生活クラブ生活協同組合埼玉 秩父支部

環境平和委員 豊田 峰子

町は、日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出して下さい。

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を2100年までに産業革命から1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している温室効果ガスが原因です。2030年第6次エネルギー基本計画の改定はコロナと気候危機が進んでいる今、大変大切な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は温室効果ガスを減らす最も有効な手段です。2030年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021年3月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もた

くさんいます。巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきです。日本は約70%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。

エネルギー政策の基本は、地域です。自治体は、国を動かしていく役割があると考え、以下に要請します。

#### 要請事項

1. 国は、次期エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%としてください。
2. 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は即刻廃止し、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止してください。
3. 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。

以上でございます。

○若林想一郎議長 事務局長の朗読を終わります。

ここで、陳情第3号の取扱いについてご意見を賜りたいと思います。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 所管の委員会に付託していただいて、審査していただくのが適切かと思えます。

○若林想一郎議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情につきましては、これを所管の産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は所管の産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○若林想一郎議長 再開いたします。

---

◇

◎日程の追加

○若林想一郎議長　ここでお諮りいたします。

ただいま1番、向井芳文議員から、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○若林想一郎議長　異議なしと認めます。

よって、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◇

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長　追加日程第1、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員　皆様、こんにちは。ただいま議長よりご指名いただきましたので、発議第2号につきまして趣旨説明をさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書につきまして、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。

提出者は、私、向井芳文でございます。賛成者は、宮原みさ子議員でございます。

提案理由といたしまして、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を関係機関に送付したいので、この案を提出するものであります。

意見書に関しましてですが、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書ということで、新型コロナウイルスの感染拡大は、埼玉県においても1月8日から2回目の「緊急事態宣言」が発令される事態となりました。この感染拡大は国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼし、「医療崩壊」というべき事態によって、地域住民のいのちと健康が脅かされております。

この間の感染拡大の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師をはじめとする医療従事者の不足、保健所の不足など、脆弱な医療提供体制の問題でございます。これら生じた背景には、1990年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスなどが短い間隔で流行しており、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、地域住民のいのちと健康、くらしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、地域住民が安心して暮らせる社会の実現のため、下記の事項を要請するというものでございます。

内容に関しましてですが、1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職などを大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ることです。

今の事項を地方自治法第99条の規定により、意見書として提出をさせていただきます。

説明は以上になります。

○若林想一郎議長 続きまして、賛成者の発言を求めます。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国への意見書について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の内容は、緊急事態宣言が発令されている状況の中、出された意見書であります。現状はかなり改善されていて、新型コロナウイルス感染症のワクチンも接種をされ始めましたが、今後も新たなウイルス感染防止への対応が必要となります。国民の命と健康を守るために、さらに充実した国の対策の実施に向けて継続していただきたいので、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため、国への意見書に賛成いたします。各議員の皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 提出者並びに賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

については、これを原案のとおり決定するとともに、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決し、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいします。

---

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠